

平成 24 年度
特定非営利活動法人
地域がん登録全国協議会
事業報告

平成 25 年 6 月

事業報告

目次

I.	特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の概況-----	1
II.	平成 24 年度事業報告-----	5
	(1) 特定非営利活動に係る事業	
	1. 学術集会、講演会等の開催事業	
	2. がん登録に関する情報の提供事業	
	3. がん登録に関する調査及び研究事業	
	4. 国際がん登録協議会（IACR）への参加協力事業	
	5. 人材育成事業	
	6. 登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業	
	7. 手引、冊子、実務者マニュアル等の発刊事業	
	(2) その他の事業	
	1. コンサルテーション事業	
	2. 講演会、研修会の開催	
	3. 刊行物の販売	
	4. ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業	
	(3) その他経常支出に係る活動	
III.	平成 24 年度決算報告書-----	17
	(1) 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表	
	(2) 特定非営利活動に係る事業会計財産目録	
	(3) 平成 24 年度 活動計算書	
	(4) 平成 24 年度 計算書類の注記	
IV.	平成 24 年度監査報告-----	25
V.	業務運営上の体制-----	29
VI.	参考資料-----	33
	(1) 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会 定款および会費規定	
	別添-----	51

I. 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の概況

I. 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の概況

1. 会員

- (1) 平成 24 年 4 月に正会員・登録会員の異動調査を行い、7 月に平成 24 年度会員名簿を印刷し、全会員に配布した。平成 23 年度 4 月より正会員に三重県、和歌山県、埼玉県、東京都、福島県、大分県、愛媛県が入会し、平成 24 年度の正会員数 46(都道府県市 44、研究団体 2)で登録会員数は 177 名となった。
- (2) 賛助会員は、株式会社キャンサーズキャンが入会し、平成 25 年 3 月 31 日現在、19 団体 1 個人会員である。
- (3) 平成 24 年度の名誉会員数は、前年度から変更なく、8 名であった。

2. 役員

- (1) 新たな理事長として田中英夫氏を、副理事長として西野善一氏、柴田亜希子氏の就任を理事の互選によって選任し、被選任者はいずれも即時就任を承諾した。これに伴い、前理事長の津熊秀明氏、副理事長の早田みどり氏は、理事として引き続き理事の職務に当たることとなった。その他の理事・監事は、前年度に引き続きその職務に当たった。

3. 事務局

- (1) 事務局専属職員の成澤麻子が平成 24 年 12 月末を持って、菊池友美が平成 25 年 3 月末を持って退職した。

4. 学術集会会長

- (1) 第 22 回学術集会会長に加藤哲郎氏が平成 23 年度第 6 回理事会にておいて選出され、平成 24 年度通常総会にて承認された後、理事長により委嘱された。
- (2) 第 23 回学術集会開催候補地に三重県が立候補し(学術集会長:中瀬一則氏)、平成 24 年度第 6 回理事会にて選出された。平成 25 年度の総会決議事項となっている。

5. 専門委員

- (1) 祖父江友孝氏、片山博昭氏、伊藤秀美氏、服部昌和氏、井岡亜希子氏、福留寿生氏、池邊淑子氏を平成 24 年度の専門委員として任命する旨、平成 24 年度第 2 回理事会にて承認され、平成 24 年度総会にて報告された。

会員構成

2013年3月現在

正会員:44 都道府県市、2 研究団体 名誉会員:8名 賛助会員:19 団体、1 個人

正会員(登録会員 177 名)

都道府県市がん登録:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県、広島市

研究団体:国立がん研究センター

(社)がん統計センター

賛助会員(団体)

(公財)日本対がん協会、(財)大阪対がん協会、明治安田生命、アメリカンファミリー生命、大同生命厚生事業団、アストラゼネカ、富士レビオ、伏見製薬所、大鵬薬品工業、堀井薬品工業、大塚製薬、ノバルティスファーマ、中外製薬、グラクソ・スミスクライン、第一三共、ヤクルト本社、日本生命、サイニクス、キャンサーズキャン

役員・顧問・事務局

2013年3月現在

役員

理事長:田中 英夫(愛知県がんセンター)

副理事長:西野 善一(宮城県立がんセンター) 柴田 亜希子(国立がん研究センター)

理事:戸堀 文雄(秋田県総合保健事業団) 茂木 文孝(群馬県健康づくり財団)

三上 春夫(千葉県がんセンター) 藤田 学(福井社会保険病院)

津熊 秀明(大阪府立成人病センター) 有田 健一(広島県医師会)

安田 誠史(高知大学教育研究部) 早田 みどり((公財)放射線影響研究所)

監事:大木 いずみ(栃木県立がんセンター)

顧問

中沢 明紀(全国衛生部長会 会長) 岡本 直幸(神奈川県立がんセンター)

堀田 知光(国立がん研究センター)

事務局

事務局長:松田 智大(国立がん研究センター)

職員:尾崎 恭子 菊池 友美

学術集會会長・専門委員

2013年3月現在

学術集會会長

第21回学術集會会長:安田 誠史(高知大学教育研究部)

第22回学術集會会長:加藤 哲郎(秋田県総合保健事業団)

専門委員

祖父江 友孝(大阪大学) 片山 博昭(社団法人がん統計センター) 伊藤 秀美(愛知県がんセンター)

服部 昌和(福井県立病院) 井岡 亜希子(大阪府立成人病センター) 福留 寿生(三重大学)

池邊 淑子(大分県福祉保健部)

II. 平成 24 年度事業報告

II. 平成 24 年度事業報告

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 学術集会、講演会等の開催事業

平成 24 年度の学術集会に合わせて、平成 24 年 6 月 7 日(木)に、高知県教育会館高知城ホールにおいて地域がん登録実務者研修会を開催した。3 名の講師を招き、各地域がん登録室担当者並びに関係者を対象に開催し、128 名の参加者があった。

【地域がん登録担当者集会 開催概要】

日 時:平成24年6月7日(木)14:30-17:30

会 場:高知県教育会館高知城ホール(高知県)

主 題:『地域がん登録における生存率計測の方法と課題』

プログラム:

座長: 柴田 亜希子(国立がん研究センター)

地域がん登録での生存率の定義と生存率計測の意義

大木 はずみ(栃木県立がんセンター)

地域がん登録での予後調査の方法と課題

柴田 亜希子(国立がん研究センター)

地域がん登録での生存率計測の方法と課題

松田 彩子(国立がん研究センター)

がん登録データを用いるデモンストレーション

講師陣一同

6 月 7 日(木)に高知県教育会館高知城ホールにおいて開催された、がん登録担当者研修会に引き続いて、「地域がん登録の深化」をテーマに、6 月 8 日(金)に、第 21 回学術集会が開催された。会長講演、学術奨励賞受賞講演、ポスター発表、シンポジウムが行われ、参加実数は総勢 136 名を数えた。また、学術的ポスターは 18 演題、登録室紹介ポスターは 14 演題発表があり、このうち 3 演題がポスター賞に選出された。シンポジウムでは、「躍動する日本の地域がん登録—精度向上をめぐる最近の話題」をテーマに開催された。

【第21回学術集会 開催概要】

日時:平成24年6月8日(金) 9:15-15:50

会場:高知県教育会館高知城ホール(高知県)

主題:『地域がん登録の深化』

プログラム:

9:15 開会式

9:45-10:15 会長講演

がん登録と医学教育

安田 誠史(高知大学教育研究部)

11:15-12:15 ポスター発表

12:15-13:20 昼食休憩

13:20-13:40 学術奨励賞受賞講演

松田 智大(国立がん研究センター)

13:40-15:40 学術委員会企画シンポジウム

「躍進する日本の地域がん登録ー精度向上をめぐる最近の話題」

座長: 田中 英夫(愛知県がんセンター)

・基調報告

「がん登録の現状と課題」

西本 寛(国立がん研究センター)

・事例報告1

「秋田県の地域がん登録」

戸堀 文雄(秋田県総合保健事業団)

・事例報告2

「茨城県地域がん登録事業の精度向上に係る取組みについて」

高力 規雄(茨城県保健福祉部)

・事例報告3

「富山県における地域がん登録事業について」

野田 大嗣(富山県厚生部)

・総合討論

15:40-16:10 閉会式

・優秀ポスター表彰

・次期学術集会長挨拶

加藤 哲郎(秋田県総合保健事業団)

(2) がん登録に関する情報の提供事業

井岡亜希子専門委員、服部昌和専門委員をニューズレター編集委員として、本協議会ニューズレター第31号を平成24年7月に、また、第32号を平成25年2月に刊行し、全会員に配布した。がん登録事業の意義の広報のため、厚生労働省関連課、関係団体、関連分野の研究者(以後、関連研究者等という)に贈呈した。平成24年12月は、協議会発足から20周年の節目の月に当たり、20周年記念ニューズレターを作成し、会員、関連研究者等に贈呈している。

本協議会の活動紹介、会員への情報提供を目的としたウェブサイトの管理、運営を行った。会員である地域がん登録室の紹介、学術集会開催案内、平成24年度の刊行物の紹介等を更新し、サイトに掲載した。また、平成23年度より会員専用サイトを設置し、会員間の情報共有の場を提供している。

【平成24年度 更新内容一覧】

2012/4/1	住所移転のお知らせ
2012/4/1	埼玉県、三重県の協議会加入のお知らせ
2012/5/1	福島県、東京都、和歌山県の協議会加入のお知らせ
2012/5/15	第21回学術集会の参加申込み締切日5月18日(金)のお知らせ
2012/5/22	平成23年度 地域がん登録全国協議会 意識調査実施報告 掲載
2012/5/29	大分県の協議会加入のお知らせ
2012/6/22	第21回学術集会抄録集、がん登録担当者研修会講義資料 掲載
2012/6/25	平成21～平成23年度事業報告書 掲載
2012/7/4	刊行物「私たちの地域がん登録」 掲載
2012/7/23	愛媛県の協議会加入のお知らせ
2012/8/20	Newsletter No.31 掲載
2012/8/29	第71回日本公衆衛生学会総会 自由集会開催 掲載
2012/9/10	(更新)第71回日本公衆衛生学会総会 自由集会開催 掲載
2012/9/13	全国47都道府県1市で地域がん登録事業開始のお知らせ
2012/10/9	(更新)第71回日本公衆衛生学会総会 自由集会開催 掲載
2012/11/1	第22回学術集会 開催案内 掲載
2012/11/15	平成25年度学術表彰応募者募集 掲載
2012/12/17	第23回学術集会開催地募集 掲載
2012/12/17	平成25年度実務功労者募集 掲載
2012/12/17	キャンサーズキャン 賛助会員加入のお知らせ
2013/1/22	Newsletter20周年記念号 掲載
2013/3/8	平成25年度学術奨励賞の選考結果 掲載
2013/3/13	平成25年度実務功労者表彰の選考結果 掲載
2013/3/19	平成27年度第24回学術集会開催地の募集に関する御案内 掲載

平成 24 年 6 月に高知県で開催された第 21 回学術集会の記録集を「がん登録の深化」と題し、JACR MONOGRAPH No.18 として安田誠史編集委員長他編集委員がまとめ、平成 25 年 3 月に本協議会で印刷し、全会員に配布、関連研究者等に贈呈した。

平成 24 年 10 月 24-26 日に、山口県で開催された、第 71 回日本公衆衛生学会総会において、紹介ブースを出展した。一般向けパンフレットの配布、ニューズレター、モノグラフ、学術集会抄録集等の協議会刊行物の特別配布及び協議会の活動、がん登録が役立った例等を紹介したポスターの掲出を通じてがん登録についての啓発、本協議会の活動についての情報提供を行った。また、山口県と共同で山口県の地域がん登録に関するポスターを作成し、第 71 回日本公衆衛生学会で公開した。新たな試みとして、日本公衆衛生学会で自由集会を開催し、会員だけでなく、広く一般に公開し、各参加者と地域がん登録との関わりや、各県での地域がん登録の現状、課題、解決方法等を討論した。

平成 24 年 10 月より九州・沖縄ブロックメーリングリストを作成した。九州・沖縄ブロック 8 県のうち、正会員県を対象にメーリングリストに登録し、がん登録の実務に関する質疑応答、県間での情報共有、あるいは県内での講習会の案内の共有、等を自由に行える場を提供している。

(3) がん登録に関する調査及び研究事業

本協議会会員により平成 24 年度に発刊されたがん登録事業報告書を平成 25 年 3 月に収集し、「協議会正会員平成 24 年度刊行事業報告書一覧」を作成した。同時に、正会員を対象に、平成 24 年における地域がん登録事業の実施状況、並びに登録資料の利用と成果についての調査を実施し、その結果を「平成 24 年度 1 月～12 月地域がん登録事業 業績・研究に関する調査報告書」としてまとめている。

厚生労働科学研究第 3 次対がん総合戦略研究事業「がんの実態把握とがん情報の発信に関する研究」班(研究代表者 祖父江友孝)と業務委託契約を平成 24 年 7 月に締結し、「全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ)」及び、小口支援、メーリングリスト・名簿管理に関する業務を委託業務として実施した。

【全国がん罹患モニタリング集計（2008年罹患数・率）委託業務実施概要】

実施期間：平成24年8月1日～平成25年3月31日

委託業務作業範囲：

データに関するアンケート作成・収集・集計

データ収集～全国集計

がん罹患数・率の推定

詳細集計用データセットの作成

集計対象等：

アンケート・データ収集対象地域がん登録実施36県（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）

※依頼は、38県（宮城県、長野県は不参加）

収集データ総数： 3,325,610件

アンケート項目数： 35投問、158項目

都道府県の地域がん登録事業における登録票取集業務の実情と課題を把握し、我が国の地域がん登録の精度向上を図るためことを目的として、「地域がん登録における県間移送に関する現況調査」を平成24年8月に実施した。調査結果は、第4回理事会にて共有され、協力各県に対して、都道府県名を記載した形式で報告書を配布した。

(4) 国際がん登録協議会 (IACR) への参加協力事業

ICC (International Incidence of Childhood Cancer)、CI5 (Cancer Incidence in Five Continents)、EU と北米による、地域がん登録に基づくがん患者の生存率を国際間で比較する大規模な共同プロジェクトである CONCORD STUDY 2 へのデータ提出支援を実施した。また、IACR からニューズレターや海外のがん登録情報を日本語訳し、本協議会メンバーリストを利用して会員宛てに配信、情報を共有した。

(5) 人材育成事業

平成24年11月に実務功労者表彰制度の候補者の募集、平成25年2月に選考を行い、平成25年度事業として、授賞式及び受賞記念講演を平成25年6月開催予定の平成25年度通常総会及び第22回学術集会の場にて実施する予定である。

(6) 登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業

平成24年度は安全管理委員において、祖父江班の研究と連携して検討を行い、平成25

年度以降、協議会において当該事業の実施が可能か否かの検討をすることとなった。

(7) 手引、冊子、実務者マニュアル等の発刊事業

平成 24 年度は新規の刊行物の作成はしていない。

一般向けパンフレット「あなたと子孫と人類のために。」更新版を配布している。



2. その他の事業

(1) コンサルテーション事業

(2) 講演会、研修会の開催

(3) 刊行物の販売

(4) ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業

平成 25 年度以降実施予定とし、本年度は取組なし。

3. その他の経常支出に係る活動

(1) 総会の開催

NPO 法人化後、事業報告を毎年 6 月末までに東京都に対して提出する必要があることから、総会開催時期をこれまでの 9 月開催から 6 月開催としている。そのため、平成 24 年度は、6 月 8 日(木)に通常総会が招集された。

【平成 23 年度 総会開催状況】

平成 23 年 6 月 8 日 高知県教育会館高知城ホール

[別添 1] 平成 24 年度通常総会議事録

(2) 理事会の開催

協議会事業の円滑な計画・立案、理事の分業制による活動の強化・活性化、円滑な意思決定フローの確立を目的として、本協議会の事業に照らした委員会が平成 23 年度 6 月に設置されたのを受け、委員会の活動報告、企画提案等を主たる議事の内容として理事会にて議論されることが多くなった。また、地域がん登録の法制化に向けた意見交換等が行われる等、事業とは個別の案件についても活発に議論されるようになった。

【平成 24 年度 理事会開催状況】

第 1 回	平成 24 年 4 月 9 日	国立がん研究センター地域がん登録室内
第 2 回	平成 24 年 5 月 9 日	電話会議
第 3 回	平成 24 年 7 月 27 日	国立がん研究センター管理等 5 階 第 5 会議室
第 4 回	平成 24 年 10 月 2 日	電話会議
第 5 回	平成 24 年 12 月 4 日	電話会議
第 6 回	平成 25 年 2 月 14 日	国立がん研究センター がん研究振興財団 2 階

[別添 2]平成 24 年度第 1 回理事会議事録

[別添 3]平成 24 年度第 2 回理事会議事録

[別添 4]平成 24 年度第 3 回理事会議事録

[別添 5]平成 24 年度第 4 回理事会議事録

[別添 6]平成 24 年度第 5 回理事会議事録

[別添 7]平成 24 年度第 6 回理事会議事録

(3) 事務局運営

平成 24 年 4 月に、正会員の登録会員異動調査を実施し、調査結果をもとに平成 24 年度会員名簿として冊子にまとめ、7 月に全ての会員へ配布した。

平成 24 年度は、3 名の従業員体制であったが、平成 24 年 12 月中に 1 名の従業員が退職、平成 25 年 3 月末で 1 名が退職した。平成 25 年 4 月一日付で新しい従業員を雇用することとなり、平成 25 年度は、2 名の従業員で運営を行う予定である。

4. 委員会活動

(1) 学術委員会

田中理事(委員長)、西野理事、安田理事、祖父江専門委員により構成し、第 22 回学術集会プログラムを学術集会会長とともに検討し決定した。学術奨励賞の企画を行い、平成 24 年 11 月に候補者を募集し、平成 24 年 2 月に選考を行った。平成 25 年度事業として、表彰予定である。その他、第 71 回日本公衆衛生学会において自由集会を企画し、実施した。

地域がん登録全国協議会 20 周年記念シンポジウムの開催を広報委員会と企画し、平成 25 年度中に開催予定である。

(2) 広報委員会

津熊理事(委員長)、早田理事、田中理事、有田理事、戸堀理事、井岡専門委員、松田事務局長、尾崎職員により構成している。和文冊子「私たちの地域がん登録」を作成し、平成 24 年 3 月に発行、平成 24 年度から販売を開始した。

学術委員会と 20 周年記念シンポジウムを企画し、平成 25 年度中に開催予定である。

(3) 国際委員会

松田事務局長(委員長)により構成し、平成 24 年度の活動として、IICC、CI5、CONCORD STUDY 2 へのデータ提出支援を実施。その他に、IACR からのニューズレター等の資料を日本語に訳して会員メーリングリストに情報を共有した。

(4) 教育研究委員会

柴田理事(委員長)、大木監事、伊藤専門委員、井岡専門委員、福留専門委員により構成し、会員専用ウェブサイト上の掲示板を利用して、地域がん登録に関する Q&A を祖父江研究班が提供している情報を譲り受け、整備し直し、情報を提供した。

また、第 22 回学術集会と同時に開催する地域がん登録担当者研修会の内容について、開催地の秋田県地域がん登録とともに検討し、決定した。

(5) 安全管理委員会

西野理事(委員長)、茂木理事、大木監事、片山専門委員、伊藤専門委員により構成し、平成 24 年度は、西野理事が祖父江研究班の一環として、福岡県の安全管理措置の対応状況の視察調査を実施した。

平成 24 年 度 事 業 報 告 書

平成24年 4月 1日から 平成25年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

1 事業の成果

平成24年度は、がん登録に関する学術集会の開催、JACR Newsletter (No. 31および32)・Monograph (No. 18)の刊行、地域がん登録全国協議会20周年記念ニューズレターの刊行、ウェブサイト・和文パンフ「私たちのがん登録」販売・紹介ブースによる情報提供、がん登録に関する調査の実施、人材育成事業として平成25年度学術奨励賞表彰者及び実務功労者表彰者募集と選考、平成25年度以降の刊行物の改訂計画等を主として事業を展開した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び数	支出額(千円)
がん登録に関する学術集会、セミナー、公開講演会等の開催事業	学術集会長が学術集会を主催し、関係者が事業の進捗や研究成果を報告した。また、不特定多数の一般市民が知見を深める場を提供した。	学術集会 6月8日 自由集会 10月25日	学術集会 高知市 自由集会 山口市	各 15人	関連団体・個人、政府関係者、マスコミ関係者、一般市民 400人	692
会誌、図書、ウェブサイト等によるがん登録に関する情報の提供事業	JACR Newsletter No. 31、32及び20周年記念号Newsletter、Monograph No. 18を刊行しウェブサイトに掲載。日本公衆衛生学会総会で紹介ブースを出展し、がん登録に係る情報を提供した。その他関連学会、その他適当な媒体・方法により、がん登録に係る情報を関係者並びに不特定多数の一般市民へ提供した。	JACR Newsletter : 7月と2月刊行 20周年記念号Newsletter : 1月刊行 Monograph : 3月 紹介ブースは10月24-26日	法人事務所及び郵送 紹介ブース出展 : 山口市	5人 紹介ブース、その他媒体は、各7人	会員及び関連団体・個人 300人(郵送等) 全国の公衆衛生従事者4000人、不特定多数の一般市民(WEB)	2,421
がん統計、がん登録に関する調査及び研究事業	事業実施状況、業績、刊行物の刊行状況を調査し、報告書を刊行・公表した。研究班より委託を受け、がんの実態把握の調査を実施した。	業績等調査実施 : 3月 がんの実態把握調査 : 6-3月	法人事務所(郵送)	3人	会員及び関連団体・個人 300人(郵送) 不特定多数の一般市民(WEB)	9,760
国際がん登録協議会(IACR)への参加協力事業	IACRの会員として、国際活動に参加・協力すると共に、会員や一般市民に対し情報提供した。	通年	法人事務所	15人	会員及び関連団体・個人 300人 不特定多数の一般市民(WEB)	11
がん登録に関する人材育成事業	実務担当者研修会等を通じて実務者を育成に務めた。学術奨励賞により、平成24年度受賞者の表彰式を行った。平成25年度応募者の募集および選考を行った。実務功労者表彰の該当者を公募し、平成25年度の受賞者を選考した。	実務担当者研修会 : 6月7日 平成24年度学術奨励賞授賞式 : 6月8日、 平成25年度学術奨励賞、実務功労者表彰 : 公募12-2月、選考2月	実務担当者研修会、学術奨励賞授賞式は高知市 その他 法人事務所	15人	地域がん登録実務者 100人 地域がん登録関連研究者 200人	124

がん登録室の機密保持基準の策定・公表・認定事業	がん登録室の機密保持基準につき、地域の状況を考慮しつつ、外部専門家の支援を得、研究班が定めた基準を再検討し、それに基づいた認定をする予定。	安全管理措置に関する視察：11月6日	福岡県	1人	地域がん登録関係者 5人	71
がん登録の手引、がん罹患・死亡データに関する冊子、実務者マニュアル等の発刊事業	地域がん登録に関する一般向け資料を、実務者、研究者、不特定多数の一般市民の意見を取り入れて改訂、企画、作成する。	6月-3月	法人事務所	10人	会員及び関連団体・個人 300人 不特定多数の一般市民	351

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額(千円)
コンサルテーション事業	地域がん登録事業の実施について、実施団体の状況に照らし、事業の円滑な推進ができるように、適切な助言・指導を行う予定。	体制が整い次第実施予定	-	-	0
講演会、研修会の開催	講演会や研修会を、国内外の講師を招聘し、有償で実施する。	体制が整い次第実施予定	-	-	0
刊行物の販売	冊子、教材、パンフレット等を、ウェブサイトを通じて、また研究会の際に販売する。	体制が整い次第実施予定	-	-	0
ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業	関連分野の企業や団体に呼び掛け、地域がん登録全国協議会の有するインターネットウェブサイトや、刊行物に、有償で広告を掲載する。	体制が整い次第実施予定	-	-	0

III. 平成 24 年度決算報告書

決算報告書

第4期

自 平成24年 4月 1日

至 平成25年 3月31日

財産目録
貸借対照表
活動計算書
計算書類の注記

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

東京都中央区築地5-1-1
国立がん研究センター内

平成 24 年度 財産目録

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

[税込] (単位: 円)
平成25年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

総合口座 ゆうちょ銀行京橋支店	240,192	
振替口座 ゆうちょ銀行京橋支店	254,842	
普通預金 みずほ銀行築地支店	1,284,253	
現金・預金 計	1,779,287	

(未収金)

大阪大学 未収金	1,400,000	
厚生労働科研第3次対がん 未収金	4,450,000	
未収金 計	5,850,000	

(棚卸資産)

商 品	195,191	
貯 蔵 品		
H26.3月期使用 ノベルティグッズ	624,046	
棚卸資産 計	819,237	

(その他流動資産)

前 払 費 用		
第22回学術集会経費	500,000	
20周年記念シンポジウム 会場費	144,000	
前払費用 計	644,000	

未 収 入 金

源泉所得税等還付	152	
その他流動資産 計	644,152	

流動資産合計

9,092,676

【固定資産】

(有形固定資産)

什器備品 PC3台	137,169	
有形固定資産 計	137,169	

(無形固定資産)

ソフトウェア	79,581	
無形固定資産 計	79,581	

固定資産合計

216,750

資産の部 合計

9,309,426

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金

広告社 ノベルティグッズ作成	624,046	
キンコーズ・ジャパン 印刷代	226,800	
その他 消耗品費など	280,499	
未払金 計	1,131,345	

未払法人税等

69,950

前 受 金

5,000

預 り 金

268,404

流動負債 計

1,474,699

負債の部 合計

1,474,699

正 味 財 産

7,834,727

平成 24 年度 貸借対照表

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

[税込] (単位: 円)
平成25年 3月31日 現在

《資産の部》	
【流動資産】	
現金・預金	1,779,287
未収金	5,850,000
(棚卸資産)	
商品	195,191
貯蔵品	624,046
棚卸資産計	819,237
(その他流動資産)	
前払費用	644,000
未収入金	152
その他流動資産計	644,152
流動資産合計	9,092,676
【固定資産】	
(有形固定資産)	
什器備品	137,169
有形固定資産計	137,169
(無形固定資産)	
ソフトウェア	79,581
無形固定資産計	79,581
固定資産合計	216,750
資産の部 合計	9,309,426
《負債の部》	
【流動負債】	
未払金	1,131,345
未払法人税等	69,950
前受金	5,000
預り金	268,404
流動負債計	1,474,699
負債の部 合計	1,474,699
《正味財産の部》	
【正味財産】	
正味財産	7,834,727
(うち当期正味財産減少額)	2,339,936
正味財産計	7,834,727
正味財産の部 合計	7,834,727
負債・正味財産合計	9,309,426

平成24年度 活動計算書

平成24年4月1日 から 平成25年3月31日まで

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

[税込] (単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	1,800,000		
賛助会員受取会費	1,305,000		
2 受取寄付金	0		
3 受取助成金等	0		
4 事業収益			
特定非営利活動に係る事業			
(1)学術集会、講演会等の開催事業収益	0		
(2)がん登録に関する情報の提供事業収益	0		
(3)がん登録に関する調査及び研究事業収益	11,950,000		
(4)国際がん登録協議会への参加協力事業収益	0		
(5)人材育成事業収益	0		
(6)登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業収益	0		
(7)手引、冊子、マニュアル等の発刊事業収益	477,960		
その他の事業			
(1)コンサルティング事業費	0		
(2)講演会、研修会の開催事業費	0		
(3)刊行物の販売事業費	0		
(4)ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業費	0		
5 その他収益			
受取利息	1,025		
雑収益	75		
経常収益計	15,534,060	0	15,534,060
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	8,574,877		
法定福利費	1,241,482		
福利厚生費	0		
人件費計	9,816,359	0	9,816,359
(2)その他経費			
業務委託費	1,855,813		
印刷製本費	351,245		
会議費	5,389		
旅費交通費	401,270		
通信運搬費	260,465		
消耗品費	221,931		
売上原価	346,609		
支払手数料	171,703		
その他経費計	3,614,425	0	3,614,425
事業費計	13,430,784	0	13,430,784
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	952,760		
法定福利費	137,939		
福利厚生費	25,236		
人件費計	1,115,935	0	1,115,935
(2)その他経費			
業務委託費	725,550		
印刷製本費	234,970		
会議費	275,986		
旅費交通費	77,030		
通信運搬費	133,744		
消耗品費	128,502		
水道光熱費	25,536		
賃借料	229,068		
減価償却費	249,371		
支払手数料	31,150		
租税公課	5,900		
雑費	70		
その他経費計	2,116,877	0	2,116,877
管理費計	3,232,812	0	3,232,812
経常費用計	16,663,596	0	16,663,596
当期経常増減額	-1,129,536		-1,129,536
III 経常外費用			
雑損失	84,900		
経常外費用計	84,900		84,900
税引前当期正味財産増減額	-1,214,436	0	
法人税、住民税及び事業税	70,000	0	
過年度法人税、住民税及び事業税	1,055,500	0	
当期正味財産増減額	-2,339,936	0	-2,339,936
前期繰越正味財産額			10,174,663
次期繰越正味財産額			7,834,727

平成24年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は総平均法によっています。

会計処理は売上原価対立法によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却しています。

無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却しています。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供はありましたが、その役務の提供に関する会計上の処理は行わず、

内容の注記のみ行っております。

(4) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっています。

(5) その他

過年度(平成22年度及び平成23年度)の法人税等の申告、納付を平成24年度に行っております。

税額は、活動計算書に「過年度法人税、住民税及び事業税」の科目で表示しております。

2. 事業別損益の状況

(単位:円)

科目	(1)学術集会、講演会等の開催事業	(2)がん登録に関する情報の提供事業	(3)がん登録に関する調査及び研究事業	(4)国際がん登録協議会への参加協力事業	(5)人材育成事業	(6)登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業	(7)手引、冊子、マニュアル等の発刊事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益										
1 受取会費										
正会員受取会費									1,800,000	1,800,000
賛助会員受取会費									1,305,000	1,305,000
2 受取寄付金									0	0
3 受取助成金等									0	0
4 事業収益	0	0	11,950,000	0	0	0	477,960	12,427,960	0	12,427,960
5 その他収益									1,100	1,100
経常収益計	0	0	11,950,000	0	0	0	477,960	12,427,960	3,106,100	15,534,060
II 経常費用										
(1)人件費										
給与手当	0	285,824	8,289,053	0	0	0	0	8,574,877	952,760	9,527,637
法定福利費	0	41,376	1,200,106	0	0	0	0	1,241,482	137,939	1,379,421
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	25,236	25,236
人件費計	0	327,200	9,489,159	0	0	0	0	9,816,359	1,115,935	10,932,294
(2)その他経費										
業務委託費	500,000	1,355,813	0	0	0	0	0	1,855,813	725,550	2,581,363
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	5,775	345,470	0	0	0	0	0	351,245	234,970	586,215
会議費	0	5,389	0	0	0	0	0	5,389	275,986	281,375
旅費交通費	155,210	129,000	45,620	0	0	71,440	0	401,270	77,030	478,300
通信運搬費	7,490	232,295	11,720	0	4,640	0	4,320	260,465	133,744	394,209
消耗品費	0	0	213,251	0	8,680	0	0	221,931	128,502	350,433
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	25,536	25,536
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	229,068	229,068
売上原価	0	0	0	0	0	0	346,609	346,609	0	346,609
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	249,371	249,371
支払手数料	24,000	25,620	0	10,972	111,111	0	0	171,703	31,150	202,853
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900	5,900
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	70	70
その他経費計	692,475	2,093,587	270,591	10,972	124,431	71,440	350,929	3,614,425	2,116,877	5,731,302
経常費用計	692,475	2,420,787	9,759,750	10,972	124,431	71,440	350,929	13,430,784	3,232,812	16,663,596
当期経常増減額	-692,475	-2,420,787	2,190,250	-10,972	-124,431	-71,440	127,031	-1,002,824	-126,712	-1,129,536

平成24年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

3. ボランティアによる役務提供の内容

(1)学術集会、講演会等の開催事業

- ・ 2012/6/7～8開催 第21回学術集会事務局業務全般（事務局設置期間：2011/9月～2012/3月）
- ・ 2012/6/7～8開催 第21回学術集会における講義、講演（講師・演者 計6名）
- ・ 2012/10/25開催 第71回公衆衛生学会自由集会開催（司会等 計2名）

(2)がん登録に関する情報の提供事業

- ・ 会員専用ウェブサイトコンテンツ、地域がん登録Q&A 原稿作成（2名;計10時間程度）
- ・ 2012/10/24～26開催 第71回公衆衛生学会展示ブース出展時の質疑応答対応（3名;計20時間程度）
- ・ 機関紙JACRNewsletterNo.31および32 企画編集作業（2名;計6時間程度）および原稿作成（延べ20名）

(3)がん登録に関する調査及び研究事業

- ・ 委託業務「全国がん罹患モニタリング集計」に係る専門的アドバイス（2～3名）

(4)国際がん登録協議会への参加協力事業

- ・ IACRによる「五大陸のがん罹患」第10版へのデータ投稿に関する情報収集及び整理作業（3名;計3時間程度）

(5)人材育成事業

- ・ 平成25年度地域がん登録全国協議会学術奨励賞表彰制度実施にかかる企画および審査業務（5名;計20時間程度）
- ・ 平成25年度地域がん登録全国協議会実務功労者表彰制度実施にかかる企画および審査業務（3名；計20時間程度）

(6)登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業

- ・ 2012/11/6実施 安全管理委員による福岡県への安全管理措置の視察（1名；計15時間程度）

(7)手引、冊子、マニュアル等の発刊事業

4. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高		取得 帳簿原価	減少		期末残高			
	帳簿原価	減価償却累計額		帳簿原価	減価償却累計額	帳簿原価	当期償却額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産									
什器備品	574,040	208,259	0	0	0	574,040	228,612	436,871	137,169
無形固定資産									
ソフトウェア	103,799	3,459	0			103,799	20,759	24,218	79,581
合計	677,839	211,718	0	0	0	677,839	249,371	461,089	216,750

IV. 平成 24 年度監査報告

平成25年 5月20日

特定非営利活動法人
地域がん登録全国協議会
理事長 田中 英夫 殿

監事 大木 いずみ 

監 査 報 告 書

平成25年 5月20日、特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の定款に基づいて、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの活動に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 平成24年度活動計算書、貸借対照表、財産目録、について監査した結果、その財務諸表の内容は適正であることを認めました。
2. 活動に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はなく、平成24年度事業報告書、役員名簿、社員名簿の内容は真実であることを認めました。

以 上

V. 業務運営上の体制

V. 業務運営上の体制

1. 事務局の整備

平成 24 年度から協議会の会計処理及び給与支払い及び税務対応を株式会社プラグマにアウトソーシングをしている。平成 24 年度内に事務局員 1 名の退職に伴う協議会事務局業務の分担見直しの結果、職員 1 名分の年間人件費の三分の一以下の予算でアウトソーシングが可能であり、会計・税務の専門家によるアドバイスを請えるため、アウトソーシングすることとなった。

2. 情報の保護

協議会が、会員異動調査等において収集した会員の個人情報や会員の業績は、予め通知した目的内でのみ、もしくは協議会運営の資料としてのみ利用し、それ以外の目的・活動に利用したり、第 3 者に提供したりしない。収集した情報を協議会活動と密接に関連する事項に利用する場合は、前もって会員の承諾を得た上で実施する。また、取得した情報は適切に扱い、安全性・信頼性を確保する。

3. その他

特になし。

VI. 參考資料

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会と称し、英文名では The Japanese Association of Cancer Registries、略称をJACRと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、がん登録によるがん罹患、死亡、生存率等の情報を提供するとともに、公開セミナーや学術セミナー、調査及び研究、がん登録に関与する人材の育成等を行い、地方公共団体の実施する地域がん登録事業の充実・発展を支援する事業を通して、国民の保健、医療、療養の増進と、わが国のがん対策の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) がん登録に関する学術集会、セミナー、公開講演会等の開催事業
- (2) 会誌、図書、ウェブサイト等によるがん登録に関する情報の提供事業
- (3) がん統計、がん登録に関する調査及び研究事業
- (4) 国際がん登録協議会（IACR）への参加協力事業
- (5) がん登録に関する人材育成事業
- (6) がん登録室の機密保持基準の策定及び公表・認定事業

- (7) がん登録の手引、がん罹患・死亡データに関する冊子、実務者マニュアル等の発刊事業
 - (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) コンサルテーション事業
 - (2) 講演会、研修会の開催事業
 - (3) 刊行物の販売事業
 - (4) ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人の発展に功労があり理事会が推薦し、総会の承認を得た個人

(登録会員及び代表会員)

第7条 前条に定める正会員は、団体の中から登録会員として5名以内を登録するものとする。

- 2 前項により登録された者のうち1名を代表会員と称する。
- 3 代表会員はその団体を代表し、正会員としての権利を行使する。
- 4 総会への参加及び表決権を行使する場合には、代表会員が自ら行う。ただし、代表会員自らが行うことができない場合には、代表会員の指定するその団体に属する者に代理出席又は代行をさせることができる。
- 5 前項により代理出席又は代行をさせる場合は、代表会員は代行させるものを申し出、理事会の承認を得なければならない。また、総会の表決権の行使については委任状を必要とする。

(入会)

第8条 名誉会員以外の会員の入会について、特に条件は定めない。ただし正会員については、地域がん登録事業、特にかん患者登録を担当している組織、団体、施設(地域がん登録室に相当するもの)、又は、その準備組織、団体、施設、並びに地域がん登録事業の振興を主要目的とする組織、団体、施設等を対象とする。

2 名誉会員以外の会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め、後日、総会へ報告しなければならない。

4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 年会費については、別に会費規定を定める。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、副理事長を3人以内、置くことができる。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第17条 役員の任期は選任された総会の年の7月1日から2年後の6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(学術集会会長)

第21条 この法人に、学術集会会長(以下「会長」という)を置く。

2 会長は、理事会において選出し、総会において承認し、理事長が委嘱する。

3 会長は、学術集会を主宰する。

4 会長の任期は、会長に選出された総会日以後、担当した学術集会の年度の終了までとする。

(顧問)

第22条 この法人に、顧問を置くことができる。顧問は理事会の承認を経て、理事長がこれを任免する。

2 顧問は、理事長の諮問に応じて、法人の活動や運営につき助言をすることができる。

(専門委員)

第23条 この法人に、役員のほかに専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の承認を経て、理事長がこれを任免する。
- 3 専門委員は、理事長の要請に応じて、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、理事長の依頼に応じて、その専門分野においての知見に基づき、法人の活動を支援する。
- 5 専門委員の任期は任命された当該年度内とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(種別)

第24条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (7) 事業報告及び収支決算
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属先
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第32条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 第7条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は理事長を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の代理人等は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び54条の規定の適用については出席したものとみなす。

- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事および当該年度ならびに次年度の学術集会会長、事務局長は理事会に参加し、意見を述べることができる。専門委員は、理事長の要請に応じて理事会に出席し、意見を述べるができる。

(理事会の権能)

第35条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以

内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第51条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第52条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の中から、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第60条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を若干名置くことができる。

(職員の任免)

第61条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第62条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	岡本 直幸
副理事長	津熊 秀明
理 事	西野 善一
同	柴田 亜希子
同	藤田 学
同	田中 英夫
同	岸本 拓治
同	早田 みどり
同	祖父江 友孝
監 事	三上 春夫
同	西 信雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（団体） 40,000円
 - (2) 賛助会員（個人・団体） 個人 5,000円 団体1口 50,000円
（1口以上）

変更

- 2011年2月10日 変更認証（会費規定の設置、役員任期の明記、専門委員の設置、理事会の構成）

会費規程

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会 会費規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会定款第9条の「会費」に関して必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条 この規程で定める年会費は、次のとおりとし、会費は毎年納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納付を必要としない。

(1) 正会員（団体） 40,000円

(2) 賛助会員（個人・団体） 個人 5,000円 団体1口 50,000円（1口以上）

2 入会金は、これを徴収しない。

(会費の不返還)

第3条 既納の会費は定款第13条に基づき、その理由の如何を問わず返還しない。

(会費の事業年度)

第4条 本規程第2条で定めた会費の有効期限は、定款第48条に準じ、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 入会が前項の定める年度の途中であっても、年会費として納入しなければならない。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(会費の滞納)

第6条 会費を2年間滞納した会員は、定款第11条の退会届の提出があったものとみなす。

附則

1. 通常総会で議決権を有する会員は、前年度の会費を納入したものに限る。
2. この規程は平成23年2月10日付をもって施行する。

別 添

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会
平成 24 年度 通常総会 議事録

- 1 日 時 平成 24 年 6 月 8 日 午前 10 時 30 分から午前 11 時 15 分まで
- 2 場 所 高知県教育会館 高知城ホール 多目的ホール
- 3 出席者数 出席 14 名 (内、代理出席者への表決代行 1 名、理事長表決委任 1 名)
欠席 1 名
- 4 決議事項
 - 1) 第一号議案 平成 23 年度の事業報告 (事業報告、決算報告書、監査報告) の承認
 - 2) 第二号議案 平成 24 年度の事業計画書 (修正案) と活動予算書 (補正案) の議決
 - 3) 第三号議案 平成 25 年度の事業計画書 (案) と収支予算書 (案) の議決
 - 4) 第四号議案 第 22 回学術集会会長の承認
 - 5) 第五号議案 役員改選
- 5 報告事項
 - 1) 会員数、顧問、専門委員についての報告
 - 2) 事務局体制についての報告
 - 3) 各委員会からの活動報告 等
 - 4) 地域がん登録の法制化を求める要請書提出について
 - 5) その他報告事項
- 6 議事の経過の概要及び議決の結果
定款 28 条に拠り、本総会の議長は、津熊秀明理事長がこれにあたった。
 - 1) 松田智大事務局長より本日の平成 24 年度通常総会は、定款第 30 条に定める定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、定款 28 条に拠り、議長に、津熊秀明理事長がこれにあたり、議事に入った。
 - 2) 議事録署名人 2 名の選任
議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、西野善一氏、大木いずみ氏を選任することを全員異議なく承認した。

- 3) 第一号議案 平成 23 年度の事業報告（事業報告、決算報告書、監査報告）議決
議長より平成 23 年度の事業報告と決算報告書、監査報告を配布し、詳細に審議したところ、賛成多数で、全員異議なくこれを承認した。
- 4) 第二号議案 平成 24 年度の事業計画書（修正案）と活動予算書（補正案）の議決
平成 24 年度の事業計画書（修正案）及び活動予算書（補正案）を配布し、詳細に審議したところ、賛成多数で、全員異議なくこれを議決した。
- 5) 第三号議案 平成 25 年度の事業計画書（案）と活動予算書（案）の議決
平成 25 年度の事業計画書（案）及び活動予算書（案）を配布し、詳細に審議したところ、賛成多数につき、これを議決した。
- 6) 第四号議案 第 22 回学術集會会長の承認
議長より第 22 回学術集會会長として、平成 23 年度第 6 回理事会において秋田県に加藤哲郎氏が選出された旨の報告があり、同氏を会長とすることを賛成多数で異議なく承認した。
- 7) 第五号議案 役員の変更
議長は、定款の規定に拠り、理事及び監事の全員が平成 24 年 6 月末日をもって任期満了となるが、平成 24 年 7 月 1 日以降の理事として、理事 11 名（津熊秀明氏、早田みどり氏、西野善一氏、柴田亜希子氏、三上春夫氏、藤田学氏、田中英夫氏、戸堀文雄氏、茂木文孝氏、有田健一氏、安田誠史氏）は重任、監事大木いずみ氏は重任としたい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、賛成多数で承認可決した。なお、理事及び監事はそれぞれ即時就任を承諾した。理事の互選により、7 月 1 日以降の理事長に田中英夫氏、副理事長に西野善一氏、柴田亜希子氏の 2 名が選任され、それぞれ即時就任を承諾した。
- 8) 報告事項 1 会員数、役員、専門委員の報告
議長より、平成 24 年 6 月現在の会員数、役員他、人事について報告があった。会員数について、平成 24 年度から、福島県、埼玉県、東京都、三重県、和歌山県、大分県が新たに加入し、正会員数は 45、43 都道府県市、2 研究団体、登録会員数は 178 名であること、顧問のうち、国立がん研究センター理事長が 4 月 1 日付にて堀田知光氏に変更となったこと、平成 24 年度専門委員として、祖父江友孝氏、片山博昭氏、服部昌和氏、伊藤秀美氏、井岡亜希子氏、福留寿生氏、池邊淑子氏が選任されそれぞれ就任を承諾した旨、報告された。
- 9) 報告事項 2 事務局体制についての報告（事務局長委嘱、事務局居室）
事務局長より、事務局体制について、人事、事務所居室の移転等について資料の通り報告された。
- 10) 報告事項 3 各委員会からの活動報告について

学術委員会田中委員長より、学術奨励賞に関し報告された。

- 1 1) 報告事項 4 地域がん登録の法制化を求める要請書提出について
議長より、平成 24 年 3 月 26 日付にて、厚生労働大臣らに理事連名による地域がん登録の法制化を求める要請書を提出した旨報告された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 24 年 6 月 8 日

議 長 津熊 秀明



議事録署名人 西野 善一



議事録署名人 大木 いずみ





特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

平成24年度 第1回理事会 議事録

1. 開催日時 平成24年4月9日(月) 10時00分～10時25分
2. 開催場所 国立がん研究センターがん対策情報センターがん統計研究部地域がん登録室
3. 出席者 理事総数 11名
出席者数 9名(内、書面表決による出席 7名)
出席者名 津熊 秀明、早田 みどり、西野 善一、戸堀 文雄、
柴田 亜希子、藤田 学、田中 英夫、有田 健一、安田 誠史、
(事務局)松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子

4. 審議事項

- (1) 主たる事務所の移転について
- (2) 議事録署名人の選任

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第37条に拠り、本理事会の議長には、津熊秀明理事長がこれに当たった。

- 1) 議長は、主たる事務所を平成24年4月10日に東京都築地5-1-1国立がん研究センター内に移転したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって可決決定した。
- 2) 定款42条に拠り、議長は本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、柴田亜希子氏及び松田智大氏を選任することを全員異議なく承認した。

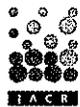
以上をもって理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成24年4月9日

議 長 津熊 秀明
議事録署名人 柴田 亜希子
議事録署名人 松田 智大





特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

平成 24 年度 第 2 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 24 年 5 月 15 日 (火) 10 時 00 分～12 時 00 分
2. 開催形式 電話会議形式
3. 出席者 理事長 津熊 秀明
副理事長 早田みどり
理事 西野 善一、柴田 亜希子、三上 春夫、田中 英夫、
安田 誠史 (兼第 21 回学術集会会長)
監事 大木 いずみ
専門委員 祖父江 友孝、片山 博昭、伊藤 秀美、井岡 亜希子
事務局 松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子
欠席者 理事 戸堀 文雄、茂木 文孝、藤田 学、有田 健一、
専門委員 服部 昌和

4. 議事事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 平成 24 年度 通常総会開催について [資料 1]
総会決議事項
第一号議案：平成23年度事業報告（事業報告、収支決算報告、監査報告）の承認
（資料別冊）
第二号議案：平成24年度事業計画案（変更）、収支予算案（補正）の議決
第三号議案：平成25年度の事業計画案と収支予算案の議決
第四号議案：第22回学術集会会長の承認
第五号議案：理事の改選

総会報告事項
1. 会員、顧問、専門委員の報告
2. 事務局体制についての報告
3. 各委員会からの活動報告 等
4. 地域がん登録の法制化を求める要請書提出について
5. その他報告事項
- (3) ニュースレター編集委員について [資料 2]

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第 37 条に拠り、本理事会の議長には、津熊秀明理事長がこれに当たった。



- 1) 議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、西野理事及び、柴田理事を選任することを全員異議なく承認した。
- 2) 平成 24 年度の通常総会開催に当たり、総会での報告事項について資料 1 に基づき松田事務局長より説明の上で議論を進めた。

第一号議案：平成 23 年度事業報告（事業報告、収支決算報告、監査報告）の承認（資料別冊）

- ・決算報告書について。2012年4月1日施行の特定非営利活動促進法の改正法による決算報告書等の様式に変更が有り、それに対応するため前年度の報告書と様式が変わっている。
- ・平成23年度決算については、公認会計士に会計書類と費目の分別の適格性を確認してもらい、記載している。
- ・様式の変更では、特に減価償却等の項目が新たに増えている。新たな様式に対応したことで分かりにくいと思われる20、21頁の財産目録と貸借対照表を補足するために、23頁に注記として事業別の損益状況をまとめている。
- ・平成23年度の活動計算書では、繰越金が1,000万円となっており、少し多めに余っているように見受けられるが、これは予定していた予算の中で特に各委員会での活動（旅費、会議費等）が思ったように進まなかったことが原因である。それ以外の項目においては、ほぼ計画通り予算を消化し、活動している。
- ・平成23年度内に事務局の所在地を国立がん研究センターに移動し、PC等の備品整備で予算を使用している。
- ・松田事務局長の報告後、大木監事が平成23年度会計書類の監査結果を報告した。
- ・平成23年度の繰越金1,000万円という報告に対して、平成22年度の繰越額について質問があった。これについて、事務局より900万円程と回答した。また、総会で繰り越し金額の的確な説明を出来るように事務局で準備を整えておくように意見があった。

以上の報告及び意見を受けて、事務局に資料等を修正するよう求め出席者全員的一致で第一号議案を承認した。

第二号議案：平成24年度事業計画案（変更）、収支予算案（補正）の議決

- ・平成24年度事業計画書として掲載している書類は、東京都に提出する様式に基づいたものである。
- ・平成24年度初の試みとして公衆衛生学会で自由集会を主催する。
- ・情報提供では、Newsletter、Monographの刊行、公衆衛生学会での企業ブースの出版を予定している。
- ・国際活動では、特に予定できておらず何等かの活動を出来るよう委員会で検討していく。
- ・功労者の表彰に代わるものを引き続き検討していく。
- ・登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業については、今年度特に活動を予定していない。担当委員の西野理事から事業予定があればご提案いただきたい。
- ・経常収益計約1,400万円、経常費用計約1,800万円とし400万円ほど赤字がでるよう



- に、補正案を作成しているのは活動を増やしていくことを見込んでのことである。
- ・32頁の平成24年度の事業計画書について、総会資料としてはこのまま掲載してよいと思うが、登録室機密保持についての事業は、今後重要な事業となると思う。法制化されると地域がん登録が義務付けられるので、登録室での安全管理体制の整備は必須となる。登録室機密保持基準を達しているかの認定については認定費をとることを前提としているので、がん登録法が出来てから事業を行うと収益目的のビジネスをしているように見え、好ましくない。がん登録法が出来る前にこの事業を開始することが望ましい。
 - ・登録室機密保持基準については、祖父江班で現在、どのように実施していくか検討の段階であり、現在の状況では直ぐに協議会の事業として実行していくのは難しい。協議会の委員会活動としては、研究班での基準が整い次第検討し実施に向けて動いていきたい。
 - ・平成24年度の補正予算案について先程約440万の赤字が出るように組んでいることについて、1,000万円の繰越金を消化するための補正案に見受けられるので会員に対して補足説明が必要である。赤字分の事業が何であるかの説明をもっと詳しくするべきである。単年で見ると予算計画の440万の赤字というのは、物凄く大きな額になっているように見られるはずで、普段協議会の会計を見ていない会員にとっては大変な計画をしているように感じられると思う。
 - ・会員のための活動に予算を消化できなかったのも、その事業に集中して予算をつけ、活動を促進していきたいという考えで補正案を作成しているので、総会の時には、適切な説明を付け加えたい。
 - ・学術集会の収支は予算から外し、学術集会は50万円の費用ですべて委託したものとして扱っている。他の学会でも集会等の予算は別に扱っている。
 - ・地域がん登録が役立つ例をHPに公表しているが、この事業が活発化することを見込んでこのページを冊子、印刷物として刊行しても良いのではないかと。
 - ・地域がん登録が役立つ例を印刷物とするのであれば、その仕事は広報委員会の取り組みとなるかと思うが、新たな刊行物としては、平成23年度は和文パンフを作成している。
 - ・行政向けのがん登録の資料をがん対策に活かす資料として活用できると考える。法制化に向けた取り組みが進んでいることもあるので、協議会の活動を狭めないためにも、既存の資料を活かす活動も必要ではないかと考えている。
 - ・各委員会を設置しているので、新たな取り組みについてのご意見を委員会で積極的に検討していただいて、事業に結び付けてほしい。
 - ・コンサルタント事業について、各県から公的刊行物をもらっているが、これらを読んでいると、疑問点等がある箇所もあり、これらについてコメントをしたりアドバイスをしたりすることも協議会の役割になりうると考えている。
 - ・以上の意見をふまえ、第2号議案については今後の活動について各委員会で検討していただき活発化していただきたい。

以上の報告及び意見を受けて、事務局で資料等を修正するよう求め、出席者全員の一致で第2号議案を承認した。

第三号議案：平成25年度の事業計画案と収支予算案の議決

- ・平成24年度の補正案と同じように、活動促進の意味を込めて、赤字予算を計画している。登録室機密保持基準の策定事業や学術集会、講演会の開催事業についても平成25年度になれば体制がある程度整い、何らかの活動ができるのではないかと、ということを見込んで事業と予算を計画している。
- ・第3次対がん総合戦略事業の終了の年となるので、それ以降どういったことで協議会が収入を得ていくのかということを検討しながら検討していきたい。
- ・登録室機密保持に関する事業について、平成25年度に事業を開始することとしても、予算をつけて事業をするのであれば、平成24年度内に「こういった活動をお金を頂いてやります」、とアナウンスしておくべきである。各県が新たな費用がかかることを予算に盛りこめるように想定して予算案を作成しておくべき。
- ・登録室機密保持の事業として33頁あたりに平成24年度の事業（10月頃からの）として盛り込んでおきたい。
- ・平成24年度後半あたりには、研究班での活動としてもだいぶ話が進んでいくと思うので、登録室機密保持の事業として盛り込んでおいてもよいと思う。

以上の報告及び意見を受けて、事務局で資料を修正するよう求め出席者全員の一致で第3号議案は承認した。

第四号議案：第22回学術集会会長の承認

- ・秋田県の戸堀理事から、健康財団の加藤先生が第22回学術集会長をお受けいただけるということで話が進んでいる報告を事前に受けている。加藤先生が次期学術集会長として高知県での学術集会に来られない場合は、戸堀先生にお越しいただいて、代理でご挨拶いただけることになっている。

事務局からの以上の報告を受けて、出席者全員の一致で第4号議案は承認された。

第五号議案：理事の改選

- ・平成24年6月30日をもって理事、監事、専門委員の任期を迎える。新たな理事、監事、専門委員については、現在の役員に引き続き留任していただけるものと理解している。理事長についても交代の時であり、愛知県の田中先生に理事長を務めていただきたく、推薦したい。協議会内の活動だけでなく、IACRのアジア理事にも立候補されており、幅広く活動されている。理事長の就任については理事の互選となっており、本日欠席の理事には既に確認しており、田中先生就任に賛同していただけるとのことだった。
- ・田中理事の理事長就任に異論なく、本人も承諾された。
- ・早田副理事長より、副理事長退任の申し出があった。
- ・田中理事より、副理事長は定款で3名までおくことができると定めており、法制化に向けて協議会も活発に活動していくことが必要であるとし、副理事長を2名置くことを提案された。特に、法制化に向けて厚労省や院内がん登録との連携を

考慮して、もう一人の副理事長に柴田理事を推薦したいと提案があった。

- ・早田副理事長より再度退任の申し出があったため、津熊理事長より、登録室機密保持に関する事業の活発化のためにも西野理事に副理事長に就任を推薦された。
- ・田中理事から副理事長は、理事長が病気の時の代理だけではなく、事業に積極的に関与し、活動を活発にし、牽引していただくために存在しているといっても良く、早田理事が副理事退任の意思を示されているので、それを受け入れ、柴田理事と西野理事の副理事長就任に賛成の意見を述べられた。
- ・理事長、副理事長については、総会での理事重任承認を経て、平成24年6月30日をもって津熊理事長、早田副理事長が退任され、7月1日から田中理事長、柴田副理事長、西野副理事長が就任することで一致した。
- ・現在、専門委員を務めていただいている、井岡先生、伊藤先生、片山先生、祖父江先生、服部先生については、今年度も専門委員に就任いただける意思を確認し、承諾を得た。
- ・新しい専門委員への推薦として、三重県の福留先生、神奈川の片山先生、東京都の田淵先生を推薦の意見があった。
- ・福留先生は病理が専門の先生で理事の中でもご存じの先生方が多い。また福留先生は疫学への関心も高いので良い、との意見が出た。
- ・柴田理事より、行政職の方を理事会に加えてはどうかと提案された。福岡県の藤下さん、大分県の池邊さん、埼玉県の西田さん等、医系行政職として地域がん登録に携わっている方を挙げられ、行政職の方を理事会に迎え協議会活動に行政に役立つ活動を取り入れることが必要であると提案された。大分県の池邊さんは、地域がん登録事業に関心が高く積極的に関与されているように感じられるとし、専門委員への就任を提案された。
- ・三重県の福留先生、大分県の池邊さんを平成24年度専門委員として迎えることが出席者全員の一致で承認された。本人（および所属機関）の承諾を得て、正式に委嘱することとする。

以上の報告及び意見を受けて、出席者全員の一致で第5号議案は承認された。

総会報告事項

会員、顧問、専門委員の報告

- ・総会資料に記載している専門委員の役職等に誤りがあるので、事務局で訂正しておく。
- ・新たな専門委員として三重県の福留先生、大分県の池邊さんについても本人（および所属機関）の承諾が得られれば、総会資料の新任の専門委員として掲載する旨確認した。所属先の内部規定で、就任について即答できない可能性もあるので、間に合わなければ当日口頭で報告することとする。
- ・新たに、福島県、埼玉県、東京都、三重県、和歌山県が正会員として入会されたので、その旨も総会で報告する。

資料内容について確認し、修正を加えた上で総会報告事項、会員、顧問、専門委

員の報告として承認された。

事務局体制についての報告

- ・事務局職員について、事務所の居室について報告した。特に事務所については、平成24年度4月1日から国立がん研究センター内に事務局を構えたことを報告した。

各委員会からの活動報告 等

- ・理事長より総会において各委員会の担当理事からあるいは事務局から、平成23年度の活動報告事項があれば報告することが提案された。
- ・平成23年度は学術奨励賞を創設しており、初めての試みであるので、学術奨励賞について田中理事から総会でご報告いただくこととなった。
- ・学術奨励賞の授賞式は10分ほど見込んでいるが、短縮可能である。学術奨励賞創設の経緯説明を総会報告事項とするのが内容的にふさわしいので、授賞式では経緯説明をせず表彰のみとすることで承認された。

地域がん登録の法制化を求める要請書提出について

- ・最近の厚生労働省や法制局の法制化の動き、見込みについて柴田理事から報告がされた。
- ・参議院議員の梅村議員から参議院法制局にがん登録法の法制案作成依頼があり、国立がん研究センターの職員として法制局に出向いた。地域がん登録事業を都道府県事業としながら、がん登録における国の役割も法律に明記したいという厚労省がん対策・健康増進課の意図があり、前例がないこともあり法制局は対応に困っている段階である。法制化素案作成を急いだ理由としては、5月13日に開催されたがん政策サミットでの提示の意図からであったようだが、この話はなくなった。現在は、がん対策課から法案の検討について打診があった、というところである。
- ・総会では、協議会が要請書を提出したことの報告にとどまるが、法制化に向けて多極的に動いていることを報告する。

その他報告事項

- ・特段の報告事項は挙げられなかった。

3) ニューズレター編集委員について

[資料2]

- ・編集委員担当については、今までの流れとして井岡先生が前年度副委員をされているので、今年度正委員に就任いただきたいとの提案があり、承諾された。
- ・井岡先生より副委員に福井県の服部先生の就任のご提案があり、承認された。服部先生は、本日欠席のため、受諾していただき次第確定することとなった。受諾いただけない場合は、再度理事会で検討するとした。
- ・今年度のニューズレター作成スケジュールの予定としては、1回目は6月上旬には構成等を検討、決定していただき原稿執筆依頼をかけ、7月中に発行するスケジュールで進めていただきたい旨を事務局より説明した。



今後の予定

- ・これまで、研究班の会議日程に合わせて理事会を開催している。
- ・今回は、祖父江班の班会議と事業会議を7月26日、27日に予定しており、27日の事業会議が終了した後に、16時～18時に開催することの承認を得た。

次回理事会日程（ 7月 27日（金） 16：00 -18：00 場所：国がん ）

専門委員より 「平成 23 年度専門委員を務めて、また今後について」

- ・祖父江委員 委託契約をしている研究班の活動終了後、協議会の活動をどう維持していくかが課題である。厚労省のがん対策課に法制化の今後の予定や各方面の役割を頭の中に叩き込んでもらうこと、その中で協議会の役割を果たしていくことが必要である。
- ・片山委員 理事の構成メンバーについて、まだ不十分である。行政職の人を積極的に迎え入れるべきであると思う。
- ・伊藤委員 会計の繰越金については、今後研究班がなくなることを考慮すると、資金源がなくなるということなので、大事に使用していくことが必要かと思う。
- ・井岡委員 ニュースレターのボリュームについて、増えているような気がするが、これは変更可能か？編集委員の専決事項で良いと思う。

第 21 回学術集会について 安田会長より報告

- ・今日現在、約120名の参加者、15題の学術演題、14県のポスター演題の申し込みがある。申込み日を5月18日までに延期しているので、まだ申し込みの済んでいない理事会メンバーの方がいれば、今週中に申し込みをお願いしたい。

以上をもって理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 24 年 5 月 21 日

議 長 津熊 秀明



議事録署名人 西野 義一



議事録署名人 柴田 亜希子 印



特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

平成24年度 第3回理事会 議事録

1. 開催日時 平成24年7月27日(金) 9時50分～12時05分
2. 開催場所 国立がん研究センター がん研究振興財団 2階 会議室
3. 出席者
- | | |
|------|--|
| 理事長 | 田中 英夫 |
| 副理事長 | 西野 善一、柴田 亜希子 |
| 理事 | 戸堀 文雄、茂木 文孝、津熊 秀明 |
| 監事 | 大木 いずみ |
| 専門委員 | 祖父江 友孝、服部 昌和、伊藤 秀美、井岡 亜希子、片山 博昭
福留 寿生、池邊 淑子 |
| 事務局 | 松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子 |
- 欠席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 理事 | 三上 春夫、藤田 学、有田 健一、安田 誠史、早田 みどり |
| 第22回学術集會会長 | 加藤 哲郎 |

4. 議事予定

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 議事録署名人の選任 | (1分) |
| (2) 理事長挨拶 | (9分) |
| (3) JACR と JACR 以外の組織・人との役割整理について | (45分) [資料1] |
| (4) 事務局業務内容整理(事務局案) | (10分) [資料2] |
| (5) 表彰制度・実務者功労賞案について | (25分) [資料3] |
| (6) IACR 発表奨励制度(案)について | (15分) [資料4] |
| (7) 事務局会計業務のアウトソーシングについて(報告) | (5分) [資料5] |
| (8) 県間移送に関する現況調査の実施について | (5分) [別添] |
| (9) 加入県を増やすために | (10分) |
| (10) その他 | (5分) |

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第37条に拠り、本理事会の議長には、田中英夫理事長がこれに当たった。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 議事録署名人の選任 | (1分) |
|---------------|------|
- 議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、祖父江友孝専門委員、伊藤秀美専門委員を選任することを全員異議なく承認した。



(2) 理事長挨拶

(9分)

7月1日より新理事長・副理事長就任に当たって、理事会の役員に挨拶を述べた。

- ・ JACR 設立より 20 年目の節目の年。がん登録の法制化が進んでいる。
- ・ 法制化後、社会からのがん登録に対する期待が高まるだろう。データのタイムリネスなども求められてくるはずである。
- ・ JACR の必要性が増すはずであり、JACR のブランド力を高めなければならない。
- ・ JACR の今後の取組に対して期待されていることが多くあり、津熊理事長時代に設立した委員会活動をもっと力を入れていく必要がある。そのために次の3点が重要であると考えている。
 1. 広報活動をはじめとした活動全てにおいて、誰に、何を、どうやって、提供するかを意識する。(ターゲットセッティング)
 2. JACR のやるべきこと、他の組織がやることをしっかりと区別する(ポジショニング)
 3. スピード感を持って、意思決定を迅速にし、物事を行っていくこと(タイミング)
- ・ NPO 法人なのでボランティア組織としての活動というイメージもあると思うが、期待された役割を果たしていけるように取り組んでいきたい。

(3) JACR と JACR 以外の組織・人との役割整理について

(45分) [資料1]

JACR としてできることを表(資料1)にまとめている。

- ① 広く国民に対して、がん登録によるがん罹患、死亡、生存率等の情報を提供する：一般の人向け、は難しいかもしれないが、JACR ががん統計をグラフィックス化するなど、分かりやすく紹介することも必要である。
 - ・ 研究班がなくなった後、委託業務もなくなることを考慮しておくべきである。研究の公表・情報提供は、以前の理事長の意思でもあったのでやっても良いと思う。
 - ・ 各県が持っているデータの公表は、現在の Web サイト等でのデータ公表をイメージしている。

➤ 本項については、今後も継続して検討していくこととなった。
- ② 県職員、がん登録実務担当者等への直接支援：
 - ・ 実務の支援は NCC の役割でもあるため、JACR としては、NCC とのすみ分けが必要である。
 - ・ 「差別化を図る」提案として、実務功労者表彰制度、安全管理措置の認証、公衆衛生学会での自由集会等、NCC ができないことを JACR の役割とする、というものがある。
 - ・ 今の提案は受け身的であると感じられる。柴田理事は NCC としても JACR の教育・研修委員長としても教育を担当しておられ、役割の必要性を認識しておられると思うので、引っ張って行っていただきたい。
 - ・ そもそも JACR の役割、活動が見えてこない。がん登録実務担当者への支援といっ



ても実務者の名簿があるのでもなく、誰に向かって支援していくのかがはっきりしていない。

・JACRとしてできることは、実際には学術集会の時の研修会を開催することのみである。実務者を正会員登録会員ではないB会員として会費を集め、交流できる場を提供するのも一つの可能性である。

・広島県では、10数名の実務者がいるが、研修会に参加できるのは正職員のみである。実務を担っている半数は非常勤の人たちで、そういった人たちが取り残されてしまう。県間で指導に行くような体制を作るのが良いと思う。

・各県からの要望として多いのは多地点テレビ会議（研修会）である。そして、実務者も勤務時間内に参加できるものであることが望ましい。

・NCCにはoffice_canreg（国がん地域がん登録室メーリングリスト）宛の各地域からの問合せが多い。これらの問合せへの回答は、NCC職員の役割ではないと感じており、JACRの仕事の一部だと思っている。地域特有の質問が多いが、共有できるものはメーリングリストに流すようにしている。

・ブロックごとのまとまりを作って調整していける環境づくりも必要である。

・大分県の標準DBS集約研修に佐賀県や熊本県の担当者の方も参加されたおかげで、情報共有・交換できたのが有益だった。そういった各県間の情報交換の場の設定をJACRの役割にできないかと思った。

・三重県は院内がん登録と地域がん登録を同室で一緒にやっている。院内の指導者（女性）にはとても熱心な人が多く、院内がん登録を発展させることで地域がんと連携が取りやすくなっている。院内の指導者が中心となって県内で活動してもらうのが良いのではないかと。院内がん登録は、現時点では、データをNCCに提出してしまえば作業は終了だが、彼女たちの仕事を表に出したり、院内がん登録データを使ったりする場を提供してあげられたらと考えている。

・群馬県では、県の実務者支援となると院内と地域を一緒くたにしてしまう傾向にあるため、地域の実務者の支援をできるのはJACRなのかなと思っている。

・地域と院内では実務者がやることに相違がある。古くから地域を行っている県では、地域の実務者への研修も進んでいると思うが、そうではない県が多いので、そのバックアップをするのがJACRの役割であると思う。

・学術集会という名称について、昔は総会研究会だった。かつてのように、学術集会の内容は学術的内容にとどまる必要はないと思う。

・NPOの定款で名称変更しているため、学術集会という名称を使用している。

➤ 教育・研修委員会の他の委員を理事会若しくは柴田理事が選任した上で、NCC、研究班とJACRの教育・研修の役割、すみ分けを検討・提案することとなった。

③ 人材を育成できる人材の発掘と支援

若手研究者の育成支援を後ほど提案する。

④ 調査・研究

本項については、地域がん登録が法制化された後、JACRが国の調査を受託すること



も可能かどうか等、検討していきたい。

⑤ 法的、社会的整備・拡充のための諸活動

法制化について議員訪問等しているが、各県バラバラに活動するよりも JACR としてまとまって活動していくことが得策である。

・[資料1の3ページ]2年前に議論していた JACR のミッションと目標について理事長が修正を加えているので御検討いただきたい。

1. JACR は誰のために、何をするのか。学術集会は会員が互いに切磋琢磨する場であるが、JACR の会員は主にサービスの受け手となっているのが現状。この構図は今後も続くだろうと思っている。
2. ターゲットとして「広く国民、及び、医療従事者」というのは、広すぎる。JACR 主催の講演会は実務者、行政担当者、研究者が主である。「広く国民」というのは、定款の書きぶりが実態に即していない。

・NPO を立ち上げる時に、定款で活動の受益対象を限定するなということだったので、対象が「国民」という文言になっている。「広くがん登録に関係する人」を対象としているのであれば定款に抵触しないと思われる。

➤ 本項については、今後も継続して検討することとなった。

(4) 事務局業務内容整理（事務局案）

(10分) [資料2]

業務内容が増えていくことを見据えて、事務局の仕事の内容を整理することを目的に資料を作成した。業務整理をして気づいたことは次の通り。

1. 会計や税務を専門家にアウトソーシングしたことで、煩雑で分かりにくい作業に手間を取られなくなり、職員が JACR の活動に専念できている。
2. 決裁文書などは、現在、必要最低限のものを行っているため、削減できるところはない。
3. 名簿の管理は、誰をどのように登録するのか、という根本的な整理が必要である。また、名簿管理のシステム開発なども今後の検討事項に入れたい。
4. 地域がん登録に関する冊子の刊行について、広報や編集の専門家に外注することで、編集業務の効率化とより適切な広報活動及び刊行物の制作が可能であると考えている。
5. 以上のような整理ができ、事務局の仕事量には余裕があるので、やめても良いと思う活動や作業等は特にない。

以上、事務局からの報告とした。

(5) 表彰制度・実務者功労賞案について

(25分) [資料3]

実務者表彰制度が2年前までであったが、一旦中止し継続審議となっている。重要な事項だと思っているので新制度を提案したい。

・長年、実務を支えてくれた人を何らかの形で褒め称えようということで功労賞制度を実施してきた。登録実務に対する考え方は各地域でばらつきがある。提案の評価内容には、正規の職員であれば、やって当然であると考えられるものもある。同



じ実務者が継続して勤務している登録室もあれば、そうでない登録室もある。

・こういった表彰制度があると、3年以上勤めることが表彰に値する実務経験として必要な年限であることを県に示すことができ、雇用の改革につながることを期待したい。

・昨年度までの実務者功労賞案に対して反対した理由は、応募に際しての候補者の必要条件があいまいだった点、後進を指導できる能力・技術というのは、どの程度のものなのか、応募する側からすれば判断に難しいと思った点などがある。今回の提案で、その点を解消した。

・推薦者の自己評価で表彰者が決まってしまうことになるため、推薦者が甘い評価をすればその人が必然的に優秀者になってしまうのではないかと。

・実務経験が3年という括りをなくして、地域がん登録に貢献した人を表彰するような制度があれば良いと思う。

・前回の功労賞のように実務者の継続勤務をねぎらい、それによって向上したスキルを表彰する制度にしたい。

・資格認定的な表彰制度も良いと思う。検定試験を実施して、ABCDのランクづけで表彰していくのが良いのではないかと。

・精度が上がった県を表彰するといった、登録室対象の表彰も可能ではないかと。

➤ 表彰制度のアイデア等を理事会メーリングリスト上などで提案いただきながら、今後も継続審議とすることとなった。

(6) IACR 発表奨励制度 (案) について

(15分) [資料4]

若い研究者にがん登録資料を用いた記述疫学研究に興味を持ってもらいたいということを目的に、学術委員会から提案したい。

・研究者向けの表彰を増やせば、対象人口が少ないにもかかわらずお金をたくさん使うことになる。IACRでの発表は、IACR自体の表彰対象なので、JACRによる表彰は必要なく、奨励金に充てる個別の財源もないことから、時期尚早であると思う。

・がん登録研究分野に研究者を引き留め、また、分野外の研究者を引き入れる一つの策と考える。他に手立てがあるのなら、提案してほしい。

・企業や研究団体からの助成金を研究者に提供するなら妥当だと思うが、会費の中からこの表彰制度を行ってその恩恵にあずかる会員は少ないはず。

・会費は協議会の予算の5分の1であり、研究者育成にかかる予算としては、妥当であると思うし、説明がつくものと考えている。

・事務局長と検討していたことであるが、賛助会員又は企業の冠を表彰制度に付してはどうか(例:〇〇社賞)。

・提案の表彰金額ではIACRに行くには足りない額であるし、若手がもしIACRに参加するのなら既に旅費負担が可能な研究班に属しているだろう。そもそもデータが整いさえすれば、金銭的モチベーションがなくても、地域がん登録のデータを使って研究したいと思うはずである。

・県にとってメリットにはならないし、研究者の牽引力にも余りならない。

・田中先生の御意見はよく分かる。研究者育成の手段としては、大学の疫学研究室



や公衆衛生教室の先生方に尽力いただくことだと思う。

・各ポジションにおいて研究者を釣り上げるということは当然であるが、JACRの立場で何ができるかということを検討していくことが必要であると考えている。

・地方では、研究者が少ないし、公衆衛生学分野の人も少ない。今、医療従事者にフィードバックできることがあるとするなら、罹患率といった正確なデータを伝えることであると思う。JACRでの発表にお金をつけるのであれば、研究助成の方が良いと思う。

・学会で企業の名前がついた賞があり、賞として知名度を上げている事例もある。

➤ これまで出た意見を含めて学術委員会で継続して検討とすることとなった。

- (7) 事務局会計業務のアウトソーシングについて (報告) (5分) [資料5]
事務局から、以前回覧していた、会計業務のアウトソーシングについて、7月分の会計から実際に委託している旨の説明をし、報告した。
- (8) 県間移送に関する現況調査の実施について (5分) [別添]
事務局提案による県間移送に関する現況調査を実施する前提で、実施概要と質問内容について意見を求めた。
- ・問14の質問について、回答に「はい」を選択した場合、どうなるのか。もう少し詳しく記述した方が良い。
- ・「はい」と選択した場合、他県から協議会事務局宛に照会があった場合に、県名と移送先の住所や担当者を教えることになる。それが分かるように質問を修正する。
- ・問4の質問に「何となく、このくらいの%だと思っている」ということを回答してもらって何か意味のある数値となるのか。拠点病院全国集計の数値等の方が客観的で適しているのではないか。
- ・「このくらいだと思っている」という%を回答してもらえれば良い。
- 問4は各県自身のおよそ値を選択してもらえれば良く、問14についても説明を付け加えることとし、事務局で修正後、調査を実施することが承認された。
- (9) 加入県を増やすために (10分)
・加入未加入の差別化を図るべく、実務者研修会の参加について、加入県は参加費無料、未加入県は有料としたい。参加費と資料代を別にして、資料代は加入県からも徴収する。新たな加入県を増やすことより、退会を防ぐ意味が大きい。
- ・法制化すると退会する県が増えると予想される。がん登録事業が義務となると財政課から会費を払う理由、加入の必要性を問われることになる。担当課がきちんと説明できるようにしておくことが必要。きちんとした研修制度があり、会費を払っておけば無料で誰もが参加できるというメリットを提示できるようにする。
- 本件に関し、アイデアがあれば、今後提案してもらおうこととした。
- (10) その他 (5分)
特になし。



5. 今後の予定

次回理事会開催については、9月24日の週から10月1日の週で、理事会メーリングリストを通じて日程調整することとする。

以上をもって理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成24年8月8日

議長

田中 英夫



印

議事録署名人

祖父江 友孝



印

議事録署名人

伊藤 秀美





特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会
平成24年度 第4回理事会 議事録

1. 開催日時 平成24年10月2日(火) 16時00分～18時00分
2. 開催形式 電話会議形式
3. 出席者
- | | |
|------|--|
| 理事長 | 田中 英夫 |
| 副理事長 | 西野 善一、柴田 亜希子 |
| 理事 | 戸堀 文雄、茂木 文孝、三上 春夫、藤田 学、津熊 秀明
有田 健一、安田 誠史(兼第21回学術集会会長)
早田 みどり |
| 監事 | 大木 いずみ |
| 専門委員 | 祖父江 友孝、片山 博昭、伊藤 秀美、井岡 亜希子、
福留寿生、池邊淑子 |
| 事務局 | 松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子 |

欠席者 第22回学術集会会長 加藤 哲郎、専門委員 服部 昌和

4. 議事事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 実務功労者の表彰制度について [資料1]
- (3) 教育・研修事業の計画等について [資料2]
- (4) 協議会事業としての研究者育成、研究費助成制度等について
- (5) 20周年記念号外ニューズレター発行の提案
- (6) 報告事項
 - ① 県間移送調査結果 [資料3]
 - ② 九州・沖縄メーリングリスト
 - ③ モノグラフ No.18 発行進捗
 - ④ 自由集会、公衆衛生学会(ポスター制作)準備状況 [資料4]
 - ⑤ 第22回学術集会(秋田大会)プログラム企画進捗 [資料5]
 - ⑥ 平成25年度学術奨励賞 実施スケジュール案 [資料6]
 - ⑦ 会計報告:今年度中間決算(9月末)ほか [資料7]
 - ⑧ 法制化の動き、進捗
- (7) その他

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第37条に拠り、本理事会の議長には、田中英夫理事長がこれに当たった。

- (1) 議事録署名人の選任
議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを

諮り、祖父江友孝専門委員、伊藤秀美専門委員を選任することを全員異議なく承認した。

(2) 実務功労者の表彰制度について

これまで理事会で議論を続けてきた、実務功労者の表彰制度について資料の通り田中理事長より提案された。

・表彰の目的

前回の提案では、実務に従事する者の功をたたえ労をねぎらう、優秀な実務能力と実績のある者を優秀功労者として表彰する、としていたが、申請された推薦書類で優劣をつけることが公平性、妥当性が議論となった。目的が絞れていないため、優秀者表彰は削除し、功をたたえ労をねぎらうことのみ焦点を置いた。

・条件

3年以上の実務経験については、年限を設けなくても良いのではないかという意見があったが、功をたたえ労をねぎらう目的から妥当と考え、条件として残した。

・制度として

前回議事では、検定試験をするという案も出されたが、労をねぎらうと意味では検定試験という方法は趣旨とは異なる。

・申請様式案

申請様式案に、実務成績に関する量的情報を記載する欄として、業務履歴欄を設けた。量的な情報と、質的な情報が得られる様式とした。余り嘘はかけないのではないかと考えるが、議論いただきたい。

- ・ 表彰制度の目的として、人材育成という意味もあると思っている。それを目的に入れるのも良いと思う。そう考えると、実務経験が3年は短い気がする。
- ・ 最終的に合議で決めることではあるが、選考対象実務(3.1、3.2)でどちらにしてもある程度の人をノミネートできるとするなど、選考対象実務範囲の内容が細かすぎる気がする。
- ・ 人材育成の一環としての表彰制度とすることには、みな異論がないと思う。実施要領にその旨を記載したい。
- ・ 実務経験の年数を長めにするメリット・デメリット、いずれもある。長くすると対象者がいない、3年以上の雇用契約を設けていないところは対象外になる。毎度議論となるところである。
- ・ 以前からの宿題を進めていただいていると思っている。特に選考対象実務として3.2に示された集計業務は、標準DBSの導入是非で変わってくるのではないかと現実に合わせて簡略化できないか？
- ・ 登録業務の中で示された「集約」という言葉、集約作業そのものを含めるか否かわかりにくい。経験のある方から、実務的観点で適切な表現になおす必要がある。

- 2¹.2について、業務をする研究職と変更しても良い。
- 2¹.3のただし以下はなくても良い。
- 簡略化、表現の修正については異議ないと思う。

5

に示された技能の到達度について、細かすぎではないか？CとDの差がはっきりしない。例示がないと主観的になりやすいのではないか？推薦機関が適正に評価が行っているかの評価をどうするかという問題がある。

- 基本的に推薦機関を信じることである。良い方を選ぶという、コンテストではないし、優劣をつけようというものではない。推薦されれば表彰を拒むことはできないと考える。
- ABCDといった判断を入れることで、1¹で示した副次的効果を上げていて、どういうレベルを求めているのかがわかる狙いがある。ABCDの基準を示すことで、示されたレベルが対象である、ということがわかると思う。
- 低い方の評価で表彰したら、もっとスキルが上がった時は表彰の対象になるのか。
- 一度表彰されたら2度はないが、1回推薦されて落ちた場合、また条件を満たせば表彰はできる。
- とりあえずやってみて、問題があれば修正する、と言うのでどうか？

- 以上の議論を受け、実務功労表彰制度実施に向けて作業を進めるよう決定した。なお、本件は、教育研修委員会担当とし、次回理事会で募集要項等を承認し、来年度総会で承認を得たうえ、実施予定とする。教育研修委員会にてスケジュール作成も含め作業をすることとなった。

(3) 教育・研修事業の計画等について

前回理事会において宿題だった、教育委員の選任及び国立がん研究センター、研究班、JACRの研修事業等の住み分けについて、柴田教育研修委員長より意見が示された。

- JACRによる教育・研修事業について

大規模な再提案をしたい。まず、研修教育ということ自体、JACRの活動として、また、組織の予算や人員を考えるとなじまないのではないかという思いがある。例えば、英国のUKACRの活動では、地域がん登録の精度を向上するに当たり、上級実務者や研究者がツイッターやFBなどのSNSを利用して活動している。JACRについても、各登録の互助的な精度向上活動に主眼を置きたいと考える。

- がん登録に必要な教育・研修について

配布資料にがん登録に必要な教育研修を示した。国がんや研究班の住み分けを考えても、JACRでは、資料右上のスライド＝研修対象のうち、1.実務者や2.上級実務者が対象であると考え。その先の3、4、5、は別の組織や、別機関の管轄であると思う。研修対象が絞られることにより、資料左下のスライド＝教育・研修内容も絞られ、がん登録のコーディング、がん統計情報収集の方法論、がん統計計算の方法論、がん登録情報のデータベース管理までとなる。

- ・ 教育・研修の手段
 - ・ JACR の活動に、集団教育はなじまない。予算がない。手段は、1対1が適切だと思う。メール、MLでの回答が適する、と考える。
 - ・ 研修委員の選任について
- 教育・研修は、かなり根気がある作業である。それゆえ、自主的に担っていただきたい。来週くらいから研修教育委員を募集している旨、告知をしたいと思う。
- ・ 国がんと JACR をどう分けるのか?
 - ・ 集団研修教育が可能なのは国がん並みの組織である。そうすると、JACR の教育研修の活動は、各地域がん登録の精度を上げたいと思っている会員、地域がそれぞれ互助的に動く、ということである。コーディングの指導や統計情報の収集、先行事例の提供、計算方法がわからない、ということであればやり方を教える、などの活動だと思う。教育研修の呼称もなじまないと思っている。
 - ・ 呼称は、内容にふさわしいものに変えてもらっても良いのではないか。
 - ・ 柴田理事が出した活動内容は、教育研修に協力してもらえらる人に手を挙げてもらって、要望のあるところに対応してもらおう、という理解で良いか?
 - ・ 名乗りを上げていただいた中で相談はあると思っている。
 - ・ そもそも、教育研修委員会が組織されたのは、“どうしたらいいか”ということや方向付けを考えるということだったと思っている。ゆえに、どうやるかについては、近隣の人材が揃っているところで互助的にやりあうということでもいいと思う。国がんで初期導入などの手引等を対応されていると思うが、その後の継続した対応は、ブロックごとに集まって協議会の活動の一環としてやるということではいかがか。
 - ・ 最初はそのぐらいが妥当だとは思う。その次が、津熊先生の話にある、ブロックごとの活動、例えば講習会を開催するなどの活動を進めるということだと思う。現状、全国各地で地域ごとにそのような活動をやられていることはないのか?ここまで詳細のことはないが広島でもやっている。全国の様子はどうか?実務者や上級実務者に対して、日々の精度向上のような講習については地域ごとには活動は行われていないはずである。恐らく、広島、大阪周辺のみではないか。
 - ・ 教育内容として、“がん登録とがん対策“を外しているが、これは、協議会の会員にとっては興味がある問題のはずである。実務者も自分が日々何をしているかを理解する意味では大事なことである。協議会の学術集会などに教育研修委員会が全面にたってプランしていくという進み方はどうか。
 - ・ 以前から思っていたが、それについては広報と区別が付きにくい事項。学術集会の内容は過去踏襲で学会長に内容が一任されているのが現状であると思う。学術集会での実務者研修についても、精度向上を重きに置くということで教育研修委員会が扱うというのも可能と考える。
 - ・ JACR の教育研修委員会として活動をしているが、学術集会での実務者研修と、今年度初回ではあるが公衆衛生学会での自由集会である。今後、個別にやっていくとなるとマンパワーの問題があるが、実現可能なところから活動してほしい。

- い。大阪での実績を報告してもらいそれに倣うということもできると思う。
- 担当理事としては、教育研修委員会の目的を登録精度向上としたい、というのが希望である。それ以上のことをするには、別の担当理事を置いていただく必要があると思う。
 - 議論を踏まえ、教育研修委員会を中心に、JACR の教育研修活動を整理し、引き続き検討することとなった。

- (8) 協議会事業としての研究者育成、研究費助成制度等について
学術委員長である田中理事長より、協議会事業としての研究者育成、研究費助成制度が次の通り提起された。

前回からの流れとして、IACR 派遣奨励制度を議題とした。若手の記述疫学研究者をこの分野に引き込むことを目的としたが、多数の意見として、IACR 派遣奨励は吸引力にはならない、科研費等で参加している人は旅費が出る、があった。一方、研究助成の方が若手研究者には良いのではないか、という意見が出された。現状、記述疫学で文科研研究費をとっている人は数少なく、厚労科研には、若い人が参入できない状況がある。若い人から見ると、がんの記述疫学を自分のライフワークとするには難しい状況にある、と考える。がん記述疫学に特化したユニークな研究助成制度になると思うがいかがか。

- 主旨は賛成だが、予算的なものと、どれくらいの人に当てられるのかイメージがつかない。
- 金額は 10~20 万円が妥当だろうか？飽くまで、奨励、後押し、応援するのが目的。人数は、年間 1 名、額というよりも、奨励をするということに重きを置くイメージ。
- IACR 学会の旅費よりはそちらの方が良いと思う。
- 研究を応援するのは良いが、資金があるからできる、ということとは別であると思う。第 3 次対がんの祖父江班では、大野研への提案など内部の分担研究者で当該分野参入の声掛けをしても良いと考えている。MCIJ や各地域のデータベースを利用できるように、協議会として働きかけていくというのはどうか。
- とても重要な発想だと思う。データがあつてこそ研究ができる。研究生、学生に記述データを提供し、論文になるようなコーディネートするなどは、若手参入のための活動である。ただし、JACR はデータを持っているわけではないので、その中で何ができるか考えていく必要がある。
- JACR は現状データを持っていないが、公表されている詳細集計用のデータを独自で編集して、研究者が利用できるような形式にして提供する、あるいは、祖父江班がなくなった後、そのデータを譲り受けられるかどうかを考える余地がある。NAACCR (北米がん登録協議会) などは独自にデータを集めている。JACR で独自にデータを集めるか、管理を任せてもらう



か、など。研究者に使ってもらい働きかけができるようにする、という発想もある。

- 全国集計が事業として成り立つ可能性もある。JACR だけで考えるのではなく検討が必要。全国集計が国の事業となれば、恐らく重複してデータを集めることはできないと思うが…。
- 学術委員会を中心に若手研究者をこの分野の研究に関われるよう働きかけ方を考えることが今後の課題だと思う。
- 実際、今回も IACR (2012、アイルランド) に行き刺激を受けた。大阪の大野研から学生 2 人が参加し勉強になったと言っていた。先述の意見とのコンバインではあるが、IACR に参加する用の研究の助成金を出して、その研究をその年の IACR に発表してもらい、あるいは招待して、世界のレベルを知ってもらい。その後、地域がん登録事業の応援団として携わってもらえるように、そのことを目的として助成を行うことの検討を行っても良いと考えている。学部の学生で IACR に参加しインパクトを受け、今の活動につながっている例もあると思っている。

➤ 学術委員会で若手研究者に対して取りうる手段を検討することとなった。

(9) 20 周年記念号外ニューズレター (以下 NL) 発行の提案

田中理事長から 20 周年記念号外 NL 発行について、次の通り提案された。

来る 12 月で協議会設立 20 年の節目を迎える。20 年前、大阪で旗揚げし、ボランティアな活動が続いたことは偉大なことだと思う。JACR は 2、3 年の団体ではない、歴史がある。それは、JACR のブランド力になる。それを受けて、NL 号外発行を提案する。

・ 号外企画案

歴代の理事長に寄稿いただく。堀田国がん理事長兼協議会顧問に地域がん登録に対する思を寄稿いただく。47 都道府県のがん登録事業や会員 (正会員、賛助会員) の加入の変遷など、この 20 年を振り返る。12 月に発行したいと考えている。県間移送に関する内容もあってもいいかもしれない。IACR の情報も間を開けずに掲載するのも良い。NL ではあるが、JACR の広報用の媒体として 1 年は使えるような媒体として考えている。NL よりも紙質も良くするなど。

- 号外なので、20 年の歴史を振り返ることに特化した方が良い。
- 異議がなければ、理事長で企画を決めて、原稿依頼をし、編集もする。
- NL 委員との兼ね合いは？ 通常 NL は委員が原稿依頼をしている。現在の NL 編集委員は、井岡専門委員と服部専門委員。
- 原稿執筆依頼は、田中理事長と編集委員併記が良いと思う。外部に依頼する場合、理事長名が適切ではないか。

➤ 20 周年記念号外 NL の発行について、異議なしとし、理事長及び現 NL 編

集委員の名のもと発行することとした。原稿依頼については理事長名で事務局から依頼するものとする。

(10) 報告事項

① 県間移送調査結果

[資料 3]

事務局より、県間移送調査結果について報告された。

- ・ 実施報告は以前理事会 ML に配信した通り。各県の個別回答は理事会メンバーにのみ閲覧している。実施報告では、都道府県名が出ない形で報告は外部用にコンパクトに内容をまとめている。
- ・ 法制化の動きもある中、タイムリーな情報だったかと思う。

② 九州・沖縄メーリングリスト

(3分)

事務局及び池邊専門委員より、九州・沖縄ブロックメーリングリストの状況について報告された。

- ・ 個別に対象全県に説明をしたうえ、導入を開始している。試験的であり、今後どのように活用されるか、また、御報告したいと思っている。
- ・ 九州沖縄ブロックは、先進県と後発県の差が大きく、不明ことをどこにどう聞いて良いのかわからない状況があった。インフォーマルな形での ML が欲しいと思った。運用を検討していく中で、先進県の負担が大きくなるのではないかと、という意見が出たが、運用しながら、活用事例を見いだせていければと思っている。
- ・ JACR 活動として、新しい試みである。実務者に対する研修を提供しにくいという背景がある。職場にいながら研修効果が生めるような仕組みとしては ML での情報共有等のやりとりは実現可能性が高い。半年間、やってみて効果や課題を報告してほしい。様子を見ながら、維持、発展を検討していきたいと思う。

③ モノグラフ No.18 発行進捗

安田第 21 回学術集会会長より、モノグラフ No.18 発行進捗について報告された。

- ・ No.18 に掲載する発表は 24 編が対象。うち、現在、原稿回収済みが 17 編 (7 割)。あと 7 編の提出催促が必要。学術委員会を中心に編集委員を選び、査読をする予定であるが、まだどなたにも査読依頼はしていない。10 月末を目途に未提出分を回収し、その後、査読を依頼する予定である。
- ・ 提出の遅れは、問題ないか? 締切りは 7 月末だったと思う。必要があれば事務局からも対応する。未提出者に対し、状況を報告した方が良いと思う。
- ・ 提出されていないのは、多忙で忘れているということだと思う。

④ 自由集会、公衆衛生学会 (ポスター制作) 準備状況 [資料 4]

事務局より、JACR ホームページ及び連絡会員 ML あてに自由集会参加募集の告知をし、現在、事前参加申込みが 0 件であると報告された。

- ・ 主催者側の負担は増えることにはなるが、「あなたの県のがん対策推進計画を持ってきてください、相談に応じます。」というような、内容を具体的にして告知をした方が良いと思う。
 - ・ 初めての自由集会である。はっきり内容を示す方が参加申込みを促すことになるかもしれない。踏み込んだ内容の情報周知を図ること。初めての試みであるから、参加者の満足度が大事である。
- 再度、JACR 登録会員の ML へ詳細情報を追加し配信することとした。

⑤ 第 22 回学術集会（秋田大会）プログラム企画進捗 [資料 5]

- 戸堀理事より、資料の通り、学術集会開催を予定している旨、報告された。テーマについてはまだ決まっていなかったが、今後、学術委員の先生方に相談しながら決める。
- ・ がん登録担当者研修は、会長担当として決めてもらっても良いし、研修教育委員会の活動として企画する案もある。相談しながら決めていく。
 - ・ 総会の時間を 1 時間確保願う。
 - ・ 奨励賞の受賞講演も第 21 回同様に時間の確保を願う。
 - ・ 第 21 回では、学術委員会主催のシンポジウムを開催した。今回初めてだったが、秋田でも学術委員会企画のシンポジウムを開催したい。
 - ・ 学術委員会で、シンポジウムの骨子を作成し、加藤会長、戸堀理事に確認いただく予定で進める。

⑥ 平成 25 年度学術奨励賞 実施スケジュール案 [資料 6]

事務局より、今年度の学術奨励賞実施スケジュール案が示され、異議なく案に従って実施することとなった。スケジュールは、6 月 14 日の学術奨励賞受賞記念講演から逆算して作成され、初回だったため去年は 12 月に募集を開始したところ、11 月に早めて告知する。

⑦ 会計報告：今年度中間決算（9 月末）ほか [資料 7]

- 事務局より、法人会計について法人税及び 9 月末現在の予算執行状況等について報告された。
- ・ 法人税等の納付について
会計アウトソーシングを依頼しているプラグマの中井会計事務所による第 2 期（平成 22 年度）及び第 3 期（平成 23 年度）の確定申告に関する報告書により、法人税納付義務があることが判明し、既に納税済み（100 万円強）である。税務署から書類が届き次第納付、延滞税も納付する（10 万円程度見込み）。法人税については、法人税法上の収益事業をしている法人であれば、NPO 法人も課税対象であり、JACR については、研究調査事業及び冊子等刊行物発行事業がそれに当たる。収益事業により得られた所得（事業収入から事業経費を差し引いた残高）に対して課税されるもので、収益事業を営む限り今後も発生することを留意する必要がある。委託事業として受けた収入を事業費としてきちんと使用すること、つまり、活動を



きちんとすれば、課税額は少ないということである。

- ・ 現時点での予算執行状況の報告
研究班からの業務委託費が未納であり、今後の資産運用が課題。入金が遅れていることで、ギリギリの状態である。12月までは何とか賄える見込みだ。祖父江先生の秘書の方にはその旨伝えている。もう少し危機的になったら、お金を借りることも念頭に置く必要がある。
 - ・ NPO 法人化の際に、収益事業に関する知識、調べが甘かった。外部のプロによって正しい判断が得られた。
- ⑧ 法制化の動き、進捗
- 松田事務局長より、法制化に対する協議会としての最近の対処について次の通り報告があった。
- ・ 9月12日、法制化動きに中心になっている梅村議員を田中理事長、松田事務局長、尾崎職員の3名で訪問。その前週に公表された、がん登録の論点というものに対して、協議会の意見を説明した。論点となった9項目について、今までの協議会のアンケートや研究班等でコンセンサスを得られる部分をお伝えした。梅村議員は、コメントを聞いただけでディスカッションをする余裕はなかった。梅村議員には人口動態の目的外利用の除外となるように、政治家として動いていただきたいことをお願いした。法制化に向けて国会議員のWGが立ち上り、話し合いをするはずだが、今日現在WGの動きは不明である。梅村議員以外にも自民党塩崎議員がキーパーソンと判断しており、再来週16日又は18日に同3名で訪問を予定している。同様の内容でこちらの思いを伝える予定。
 - ・ 3月に要望書を関係議員に提出した以後、皆さんも感じていると思うが、もどかしい状態である。政治が混迷しているところもある。梅村議員がキーパーソンだと思って説明をしているが、ターゲットを変えて、塩崎議員に話をする必要があると思っている。国会がん患者と家族の会の議員の集まりにWGがどうできるか、メンバーなども決まっていない。メンバー等決定したら働きかけていく予定でいる。考え方等を刷り込む必要があると思っている。
 - ・ 厚生労働省がん対策室より、内閣府による医療イノベーション計画にて示された地域がん登録の法制化について、期限が迫っているため、お尻に火がついた状態、という話が9月にあったかと思う。内閣府の問題なので、政権交代があればその話もわからなくなる。12月までが勝負ではないか？
 - ・ 不確定要素が出てきているが、悲観的にならず、タイミングを計りながらアプローチをしていきたいと思う。法制化が遠のいたということではない。
 - ・ 10月中旬に自民党に接触できれば、タイムスケジュールを見計らって、WGの立ち上げを促すなどしていきたい。
 - ・ 法制局から論点整理が出され、働きかけをし、動きが遅いということかと思う。47都道府県がどういうことを要望するのか、国と都道府県の役割をどうする

か、については現場としてはとても重要なことである。法的な制約があつてできない、解決してほしいということ意見を集約して持っていくということは必要ではないか。部分的な提案に対してではなく、全体像を知っている我々からこうしてほしい、という言い方ができると思うがどうか。関係者である協議会でしか、そういう話ができない。意見を集約して現場の声を示す、ということが必要だと思っている。

- 3名で議員に会っているのは、まさにその一環としてであり、地域がん登録実施都道府県の代表として話をしている。これまでの活動は、4月に意見集約したJACRの意見及び要望書に基づいている。
- がん登録はこういう姿であるべきだという話ではなく、役割分担を明確にせよ、という言い方が必要ではないか。国にがん登録をとりまとめてもらった方がよいという意見が多かったと思う。
- 県の考え方だけですまないところもある。宮城県、長崎、広島、大阪もそうだが、100%県の予算でやっているよりは、数者の連携の中でやってきた経緯もある。自主的な部分を残せる形、国の事業プラスアルファが生きるように、伝わっているのかどうか不安である。
- 国の役割として追加されるべきものは、県外に転出した人の把握、県外に転出した人の世後の把握である。それは国のレベルで把握、手当、補強するという。従来県がやっていることが減ることはない、という整理が基本だと思う。そうするためには、法定受託事務にするのが妥当である、という認識である。

(11) その他
特になし。

5. 今後の予定

次回理事会開催については、12月3日の週で、理事会メーリングリストを通じて日程調整することとする。

以上を持って理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成24年10月15日

議長

田中 英夫



議事録署名人

祖父江 友孝



議事録署名人

伊藤 秀美





特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会
平成24年度 第5回理事会 議事録

1. 開催日時 平成24年12月4日(火) 15時00分～17時00分
2. 開催形式 電話会議形式
3. 出席予定者
- 理事長 田中 英夫
- 副理事長 西野 善一、柴田 亜希子
- 理事 戸堀 文雄、茂木 文孝、三上 春夫、藤田 学(途中退席)
津熊 秀明、有田 健一(途中退席)、安田 誠史、早田 みどり
- 監事 大木 いずみ
- 専門委員 祖父江 友孝、片山 博昭、伊藤 秀美、井岡 亜希子
- 事務局 松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子、菊池 友美
- 欠席者 第22回学術集会会長 加藤 哲郎
- 専門委員 服部 昌和、福留 寿生、池邊 淑子

4. 議事事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 実務功労者の表彰制度について (10分) [資料1]
- (3) 財源確保について～賛助会員、企業への働きかけ、勧誘活動等～
(30分) [資料2]
- (4) 安全管理委員会活動について (10分) [資料3]
- (5) NewsletterNo.32について (5分) [資料4]
- (6) 第23回学術集会開催候補地の検討 (5分) [資料5]
- (7) 平成25年度の活動計画について～各委員会より (10分) [資料6]
- (8) 報告事項
 - ① 第71回公衆衛生学会(ポスター制作・自由集会)報告 (5分) [資料7]
 - ② 第22回学術集会(秋田大会)プログラム企画進捗 (10分) [資料8]
 - ③ Newsletter20周年記念号 編集作業進捗 (3分)
 - ④ モノグラフNo.18発行進捗 (3分)
 - ⑤ 平成25年度学術奨励賞募集状況 (3分)
 - ⑥ 委託業務関係 進捗報告 (3分)
 - ⑦ 人事異動(事務局)について (3分)
 - ⑧ 会計報告:11月末現在 (5分) [資料9]
 - ⑨ 法制化の動き、進捗 (10分)
- (9) その他

5.議事の経過の概要及び議決の結果

定款第37条に拠り、本理事会の議長には、田中英夫理事長がこれにあたった。

(1) 議事録署名人の選任

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、戸堀文雄理事、井岡亜希子専門委員を選任することを全員異議なく承認した。

(2) 実務功労者の表彰制度について

柴田理事(教育研修委員会委員長)より、資料は、前回の第4回理事会の資料にさらに田中理事長が修正を加えたものである旨説明があった上、実施に向けてのスケジュールの提案があった。実務功労者の表彰スケジュールは、学術奨励賞とほぼ同等のスケジュールとし、来年度秋田県で開催予定の学術集会で表彰をするために今月中に募集開始をすること、選考は、実施要項に記載してあるとおり、教育研修委員が合議により先行し決定する旨提案された。なお、第4回理事会後に教育研修委員を理事会メンバーの中で公募したところ、大木監事、伊藤専門委員が立候補しており、また、田中理事長から推薦のあった池邊専門委員、井岡専門委員、福留専門委員については、池邊専門委員からはお断りがあり、その他2名の方々からは連絡が無いため、現状、教育研修委員は柴田理事、大木監事、伊藤専門委員の3名として確定する旨、柴田理事より報告があった。

➤ 以上の提案、報告に全員異議なく賛成し、実務功労者表彰制度の実施は、資料スケジュール案通りに実施することとなった。

(3) 財源確保について～賛助会員、企業への働きかけ、勧誘活動等～

田中理事長より、協議会運営に係る財源確保について、現在の収入源は委託費が大部分を占めており、これは今後も変わらないと思われるが、安定した協議会維持運営の財源を確保するために賛助会員を増やす等を検討していきたいとの議事説明があった。事務局より財源確保に向けた方策として、具体的に3つの実施案を資料を基に説明し、理事会で諮っていただきたいとした。

提案内容のポイント

- ・ 協賛していただく企業のメリットを考慮すること。
- ・ 以前、賛助会員のサイニクスを訪問した際に、講演会等の共催をご提案したところ好感触であったこと。
- ・ 賛助会員による継続的な支援を得られることを視野に入れている。
- ・ 共催シンポジウムの開催は、具体的に共催できそうな企業がありそうなので、実施可能であると思う。
- ・ 協議会 Web サイトで賛助会員の PR 活動を行うことは可能であると思う。
- ・ Web サイトでの賛助会員の広告掲載は、倫理的な問題にはならないと思うので実施可能であると思う。
- ・ 協議会の主な収入源は、研究班からの受託事業であるが、それが研究班の終了に伴い再



来年一挙に無くなってしまふので、今後どうしていくのかもっと具体的に考えるべきである。また、現在使用しているサーバー等が国立がん研究センターから事務所を移動した場合、使用できるか否か等、根本的なことを議論すべきだと思う。

- 根本的な議論も必要であるが、今会では、平成26年度以降も研究班等なにかしらの受託事業が継続されることを前提として議論していきたい。
- 受託事業が継続されることを前提として、事務局案に反対するような意見があるのだろうか、この提案に法的な問題が無いのであれば、全て実施すればよいと思う。

➤ 議論を踏まえ、事務局提案について理事の賛成が得られ、提案内容を実施する旨承認された。今後は事務局を中心に提案事項の実施に向けて可能なところから順に具体的に活動を進めることとした。

(4) 安全管理委員会活動について

安全管理委員会で取り組む地域がん登録における安全管理措置に関する監査業務について、基本プロセスが西野理事(安全管理委員会委員長)より資料を基に説明された。

監査基本プロセス

- 監査は、監査を受けたい都道府県が名乗りを上げることから始まる。
- 監査主体は、監査の統括責任者(理事長のような立場を想定)、監査責任者(西野理事)、監査人(外部機関)を想定。
- 監査手順は、応募した登録室のなかから、監査対象を選定し、実施計画を作成、監査実施、監査報告書作成、改善・指導を行い、改善がなされたのを確認後、承認する。

監査業務内容についての検討事項、報告等

- 監査を実施するのは、セキュリティを担っている外部の会社等を想定しており、協議会はオブザーバーの立場となる。現在、具体的な内容をつめている。
- 監査を行った後に、監査調書を作成し、対応を求め、改善されたら監査終了する、という流れを想定している。
- 監査結果は、Web掲載等を検討中。
- コンプライアンス項目をミニマムベースラインに追加することを予定。
- 今年度中に研究班で安全管理の方法まとめる予定であり、その後、協議会で実施する方向で検討している。
- 去る11月6日に福岡県で模擬監査を実施した。時間がオーバーするなど監査方法の見直しが必要な点が見つかったので対応する予定。
- 監査という名称がきついイメージとの指摘もあるので、名称見直しを検討中。
- 地域がん登録事業は、センターや病院等様々な施設で行われているので、監査強化は必至であり、来年度総会で、監査事業を実施する旨の報告をし、再来年度の実施に向けてスケジュールで組んでいきたい。
- 安全管理措置の計画はとても大変だったと聞いている。この作業工程等について、まと

めて論文等で報告、発表してはどうか。

- 論分等への取りまとめについては、安全管理措置が研究班の活動の中で計画したもので、そういう点を考慮して取り纏めを前向きに、今後、検討していく。
- 事業化のスケジュールについては、がん登録の法制化との絡みで様子を見たほうが良いと思っている。
- 法制化によって、どこか別の会社が監査実施の名乗りをあげることはないと思う。
- 監査を始めてから、随時、監査プロセスを見直すのも良い。病院監査機構も監査方法の見直しを何回も行っている。
 - 議論を踏まえ、協議会で安全管理措置の監査業務を実施することを明言しておくことが重要であり、安全管理委員会の活動を現在の形で具体化に向けて進めていくこととなった。

(5) NewsletterNo.32 について

井岡編集委員より、執筆依頼予定の先生方には依頼について内諾済みであり、登録室紹介のページは、東京都に依頼が済んでいること、頁・文字数等は資料のとおりを予定していること、原稿番号1番の原稿と2番の原稿の順番を入れ替えたい旨提案があった。

- 実務者功労賞の募集案内を掲載するページを追加で用意してほしい。
- 実務者功労賞の募集案内は事務局便りに掲載することで対応可能である。
- 今回のNLから企業広告を試しに入れてみてはどうか。
 - 以上の提案はすべて異議なく承認されNLNo.32の編集作業に反映すること、今後のためにも事務局でサイズに応じた広告の価格を検討し、再度理事会に提案すること、編集委員は執筆依頼をする勢井様に、顔写真の提供を依頼することとした。

(6) 第23回学術集会開催候補地の検討

平成26年度の学術集会開催地の検討を行った。開催地決定の考え方として、一度も開催していない県を優先し、名乗りがない場合に2周目の県から選ぶのが良い旨田中理事長より説明があった上、今回の理事会に出席者より、次の開催県候補地を検討することとした。

- 未開催県の候補として群馬県、栃木県。栃木県は、地域がん登録にご尽力いただいている児玉先生の退任があるため、平成26年度は難しいがいつかは開催したい。(大木監事)
- 以前、理事会で、開催地を公募するという意見があった。正会員に一律に公募することが今までの事例としてなかったが、公募は良い案である。
- 応募県には、どのように開催するのか企画案を提出してもらうのが良い。
- 以前、学術集会招致について、学術集会長を自県から出さないといけないのか、という問い合わせがあった。学術集会長は自県所属でなければならないということはないが、複数の立候補がありコンペにかけた場合に、学術集会長が決まっていないのは不利であるだろうし、誰かを決めて立候補すべきである。
- 一般的な学術学会では、学会長のもとで開催されるのが普通であって、学会長無しで開



催地を選ぶことはありえない。立候補する際は、ある程度の責任を持って会長をその県内から選出し立候補してもらうのがよい。

- また学術集会長に研究者ではない、行政の方がなることができるか。
- 学術集会のプログラム企画は、学術委員がサポート可能。よって、県の職員（部長や局長等）が会長になるのはよい。
 - 以上の議論を踏まえ、平成26年度の開催地については、開催地を年度内最後の理事会（2月）で決定し、定款第21条に基づき6月開催の平成25年度総会で承認事項とし、会員に諮ることとなった。応募条件として、県内機関に所属する者を会長として選任した上で応募すること、会長には行政職も可能とすることとした。

(7) 平成25年度の活動計画について～各委員会より

田中理事長より、来年度計画案および予算案作成のため、各委員会より来年度の活動計画案を提示してほしい旨発言があり、計画案のある委員会より提案があった。

【学術委員会】

- JACR設立20周年記念シンポジウムを開催したい。

平成25年度中ががん登録法が成立すると思うので、協議会のがん登録に関する影響力をPRすることが狙い。学術的なシンポジウムにしなくても良く、メディアに取り上げられることを狙っている。国会議員の方にご挨拶に来てもらうことも念頭に置き、広報委員会と共にこの活動をやっていききたい。

- 20年間も協議会のような組織が続いているというのはとても貴重なことだと思われ、ご尽力された諸先生方からの繋がりを大切にしたいので、広報委員と学術委員が合同でやっていくことに賛成である。
- 開催について、参加費をとることを前提にしているか、しているのであれば、どれくらいの額を想定しているか。
- 参加費はとる。会員・非会員で参加費額を差別化したい。金額は、3,000円くらいを想定している。
- 実施予算規模はどれくらいを想定しているのか。一般会計に頼らないのであれば、事務局主導ですぐに進められる活動であると思うが、一般会計からの拠出があるのであれば、会員に実施についての意見伺いをしたほうが良いと思われる。会費を払っているメリットを正会員が受けられるためにも必要なことだと思う。
- 開催費用について、日本対がん協会の助成金をとって会場費、ポスター費に役立てたらどうか。協議会からの持ち出しもちろん必要であるが、寄付をとるのが前提だと思われる。研究者向けの助成金はどうか。
- 第3次対がんの均てん化との趣旨が合うのであれば、助成金を取ることは有りではあるが、参加費はいただくほうが良く、NPO法人としてやるのであれば、参加費をとるのが一般的ではないかと思う。
- 開催に向けて広報委員が賛助等に働きかけをして寄付等を募らないといけない。
- がん登録の法制化があるので、メディア等が取り上げてくれる可能性があり、話題性が

あるシンポジウムであると思う。

- 賛助会員であるサイニクスは、会社訪問をした際、イベント等を一緒にやりたいと言ってくれている。その他の賛助会員に対して、働きかけも有効である。
 - 開催費用を一般会計から予算取りしなくてはいけないのであれば、正会員にお知らせすることとし、事務局で予算計画等を作成の上、企画を進めることとなった。

【安全管理委員会】

- 監査を来年度に実施するとなると、外部の会社に監査依頼することになるので、そのための予算が必要となる。
- 今の計画では、外部の監査機関に JACR が監査事業を委託するというを想定しているのか。
- 外部監査機関に委託することを想定している。協議会はオブザーバーとしての立場となり地域がん登録の関係者が立ち会うことを想定している。外部に委託すると、持ち出しが必要となり、収入が少ない。
- がん登録の法制化後、監査体制がどの程度望まれるか、ということがこの事業の実施の重要性を裏付けるものとなる。
- 監査内容の客観性を高めたいのであれば、外部に委託するのが良い。協議会関係者が監査するのであれば、計画を見直す必要がある。
 - 安全管理委員会で平成 25 年度の事業計画にかかる部分について計画案を考え、事務局に提示することとなった。

(8) 報告事項

① 第 71 回公衆衛生学会（ポスター制作・自由集会）報告

事務局より、山口市内で開催された第 71 回公衆衛生学会にてブース展示及び自由集会を開催した旨報告があった。

自由集会に参加した理事会メンバーからの意見・感想

- 開催は初めての試みであったが良い会であった。
- 関係者の交流という意味では良かったが時間が足りなかった部分が残念である。
- 自由集会の方向性がはっきりすると良いと思うが最初の開催としては、良かった。その他今後に向けての意見
- 自由集会に参加する人は公衆衛生学会に演題を出してもらい、それについてセッションするというのはどうか。
- 公衆衛生学会は疫学会よりも JACR が出展するのは広報的にもメリットがある。
 - 来年度の開催地は、三重県（津市）であり、こちらでも自由集会を開催したいこと、自由集会の内容については教育研修委員のmatterとする旨田中理事長より提案され決定した。また、演題提出に関する意見を考慮し、検討を進めていくこととなった。なお、来年度の公衆衛生学会開催が、IACR 総会（ブエノスアイレス）と時期が重なっている旨、留意することとした。

② 第22回学術集会（秋田大会）プログラム企画進捗

戸堀理事より、学術委員会の意見を基に、加藤第22回学術集会会長の意向をまとめて計画している旨報告された。

- ・ 実務登録をする人たちの意見を掘り上げたい意向。
- ・ 加藤会長講演15分、妹尾先生による特別講演1時間程度を予定。
- ・ 田中理事長（学術委員）学術委員からプログラム案を会長あて提案済みである。資料のプログラム案を見て初めてご自分の名前があることを知った方もいると思うが、学術集会長から依頼が行くのでよろしく願う。
- 報告を受けて、この案で進めていくこととなった。また、資料にある学術集会長加藤先生の私見を演者の方に見ていただくのが良いとの提案を受け、演者に依頼する際に、加藤会長のご意向を伝えるべく一筆啓上して依頼することとなった。

③ Newsletter20周年記念号 編集作業進捗

事務局より、原稿は全てデザイナーに納入済みであること、12月20日頃には、納品され、印刷する予定であること、普段のNLとは違って折り版となっていること、発行部数は、通常は750部のところ、800又は1000を予定している旨報告があった。

- 記念号は、広報用に資料として外に向けてしばらくアピールできる資料となるため、送付対象にしたいリストがあれば、各理事から事務局あてに12月20日までに連絡をいれること、それを考慮した発行部数を事務局で検討することとなった。

④ モノグラフNo.18発行進捗

モノグラフ原稿は、1人から提出が無かったので、それを除き学術委員に回覧する予定の旨、安田モノグラフ編集委員長より報告があった。

⑤ 平成25年度学術奨励賞募集状況

事務局より学術奨励賞の募集を11月15日に開始、今日現在、応募者は無く、2月9日を締切日に設定している旨報告があった。

- 田中理事長の発言により、各理事から関係者にPRをすることとなった。

⑥ 委託業務関係 進捗報告

研究班からの委託事業であるMCIJの進捗状況について、9月からデータ収集をし、11月26日がデータ提出締め切りであったこと、今後集計をし、年明けに報告書用のデータを作成したら、契約内容の業務が終了となる旨、事務局より報告があった。

⑦ 人事異動（事務局）について

事務局長より現状3名を雇用しているが、成澤職員が年内で退職する予定であり、研究班の事務を担う菊池職員が、現在の仕事の一部である国がんの仕事を国がんに戻し、



協議会業務を引き継ぐ予定である旨報告があった。会計業務については、10月よりプログラマ社に委託しており、今後2名体制での運営も可能である旨申し添えられた。

⑧ 会計報告：11月末現在

事務局長より、現状の会計報告があった。

- ・ 大阪大学から研究班の委託費が入金され、給与支払い延滞等の危機は回避できたが、今後予断は許さず、残りの委託費も納入されるようやり取りしていく予定。
- ・ 現在の収入は委託費が8割、会費が2割となっている。支出は、予算案中6割弱が実施済みで、最近、パンフレット「私たちの地域がん登録」の受注があり、8万円の収入を見込んでいる。
- ・ 税金として徴収されないよう、予算計画どおり執行し、事業に使うことが重要である。各委員会で事業計画があれば提案し、積極的に事業を行っていただきたい。

⑨ 法制化の動き、進捗

事務局長より、近況の法制化に関する活動および状況進捗などについて報告された。

- ・ 協議会としては9月の梅村議員との面談後、梅村議員が厚労省の政務三役になられた。その後、塩崎議員を訪問し、働きかけを行った。
- ・ 梅村議員の後任に古川議員がキーパーソンとなっている。
- ・ 衆院選挙を控えているため、現在、議員への働きかけを取りやめている。塩崎議員訪問時の資料については理事会MLに送信済みであり、法制化への働きかけは、様子を見ながら今後も継続していく。
- ・ 国がんの対応として、梅村議員から古川議員への代表の引き継ぎ式に呼ばれた。当初WGで法制化案の詳細を詰めることとなっていたが、それが変更となり法制局が骨子案を作り、骨子案を議員が詰めていく、という方向に転換することとなっている。

(9) その他

厚労省より、今回の理事会でがん登録の法制化について、意見を伺いたいとの提案があったが、説明希望時間が長く、理事会の進行に差し障りがあるため、代わって、12月20日、東京、神奈川、千葉、群馬等関東圏の先生方を呼んで、ご意見をいただくことを予定している旨、事務局長より報告された。

6. 今後の予定

次回理事会日程：平成25年2月14日（木）16時00分～18時00分

場所：国立がん研究センター 国際交流財団内会議室

※財団での会議となるため、電話会議を設定できない。

以上を持って理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣した。



以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 24 年 12 月 20 日

議 長

田中 英夫



議事録署名人

戸堀 文雄



議事録署名人

井岡 亜希子



特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

平成 24 年度 第 6 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 25 年 2 月 14 日 (木) 16 時 00 分～18 時 00 分
2. 開催形式 国立がん研究センター がん研究振興財団 2F
3. 出席予定者
- | | |
|------|--|
| 理事長 | 田中 英夫 |
| 副理事長 | 西野 善一、柴田 亜希子 |
| 理事 | 戸堀 文雄、茂木 文孝、藤田 学、津熊 秀明
有田 健一、安田 誠史、早田 みどり |
| 監事 | 大木 いずみ |
| 専門委員 | 祖父江 友孝、片山 博昭、伊藤 秀美、井岡 亜希子、
福留 寿生、池邊 淑子 |
| 理事代理 | 永瀬 浩喜 (三上 春夫代理) |
| 事務局 | 松田 智大、菊池 友美、尾崎 恭子 |
- 欠席者 三上 春夫、服部 昌和、加藤 哲郎

4. 議事事項

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| (1) 議事録署名人の選任 | |
| (2) 会計報告：1 月末現在 | (5 分) [資料 1] |
| (3) 協議会の呼称について | (10 分) [資料 2] |
| (4) 第 23 回学術集会開催候補地の決定 | (5 分) [資料 3] |
| (5) 第 24 回学術集会開催の募集について | (5 分) [資料 4] |
| (6) Monograph のスコープと編集について | (15 分) [資料 5] |
| (7) 平成 25 年度の活動計画について～各委員会より | (20 分) [資料 6] |
| (8) 報告事項 | |
| ① 第 22 回学術集会 (秋田大会) プログラム企画進捗 | (5 分) [資料 7] |
| ② モノグラフ No.18 発行進捗 | (3 分) |
| ③ Newsletter への企業広告募集開始について | (7 分) [資料 8] |
| ④ Newsletter の紙質と印刷改善について | (7 分) [資料 9] |
| ⑤ JACR 20 周年記念シンポジウム開催について | (15 分) [資料 10] |
| ⑥ 平成 25 年度学術奨励賞募集状況 | (3 分) |
| ⑦ 平成 25 年度実務功労者賞募集状況 | (3 分) |
| ⑧ 委託業務関係 進捗報告 | (5 分) |
| ⑨ 法制化の動き、進捗 | (5 分) |
| (9) その他 | |



5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第 37 条に拠り、本理事会の議長には、田中英夫理事長がこれにあたった。

(1) 議事録署名人の選任

議長が、本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人 2 名を選任することを理事に諮り、茂木文孝理事と片山博昭専門委員を選任することを全員異議なく承認した。

(2) 会計報告：1 月末現在

松田事務局長より 1 月末時点での会計報告があった。収入については年度末までに研究班からの委託費の残りの金額が振り込まれる旨と支出については年度末までに現時点の支出額より増えることが説明された。1 月末時点での今年度の収支の予想として 200 万円程度の赤字決算となることが見込まれ、前年度からの繰り越し金額も減少することが説明された。

本報告については異議なく、承認された。

(3) 協議会の呼称について

田中理事長より広報委員からの提案事項として 4 点の提案があり、以下の通りとなった。

① ロゴマークについている英字 JACR をマイナーチェンジすることについて。英字を現在の 1.5 倍ほど大きくすることで対応することが承認され、デザイナーに変更を依頼することとなった。

② NL や外部に出す文書の本文に「地域がん登録全国協議会」という名称を記載する際には「JACR (地域がん登録全国協議会)」と表記して、覚えやすい英語略称を全面に押し出すことについて。この提案については、いくつかの意見、質疑応答が行われた。

- ・「地域」という名称と「がん登録」の実態との乖離が進むと思うので、「JACR」という名称を簡略化することで協議会の存在をアピールしたいという意図がある。・将来的に「地域がん登録全国協議会」という名称を変更することを想定しているのか、という質問については、否定した。
- ・内部に向けて「JACR」と略して使用することについては賛成だが、外部に向けてのアピールとしてである場合は、正式名称を使用するのが望ましい。「がん登録」という名称を外部にアピールして欲しいと思う。
- ・多くの行政、看護系職員は横文字に慣れていないので、JACR の定着は難しいと思う。
- ・JR や JT という名称は、当初違和感があったが、今では定着したので JACR という名称でも時間とともに定着するだろう。積極的に使用していけば慣れていくのではないか。将来的には「日本がん登録全国協議会」といった名称を変更することを視野に入れることがあっても良いと思う。
- ・NPO 化する際に「日本がん登録」という名称を検討していたが、院内や臓器と確認を取らずに「日本」と名乗ってしまうことに危惧があった。「がん登録=population-based」という共通の認識が出来ないと「日本がん登録全国協議会」と名乗ることは難しいと思うので、現時点ではこの検討を進めない。

文章に記載する際の表記については、個々人の判断に任せることとし、「JACR (地域がん登録全国協議会) …」と統一しないこととなった。

③平成 25 年度第 22 回学術集会で垂れ幕やプログラム集の表紙に「JACR」と明示していただけるよう、田中理事長より加藤哲郎学術集会長に依頼することが報告された。

④事務局の電話対応の際、最初に「JACR、地域がん登録全国協議会です」と名乗ることについて。特に「JACR」と言うことはなく、これまで通りの対応とすることとなった。

(4) 第23回学術集会開催候補地の決定

今回2県より応募があり、理事会出席の役員の県よりの応募であったため、各候補地の役員より応募にあたっての説明があり、その後、出席理事の挙手によって決定された。

候補地①：群馬県 茂木文孝

平成26年度に開催しなくてはならない理由はないが、県行政や猿木先生と相談の上、今回立候補してみましよう、という段階まで話をしていた。

候補地②：三重県 福留寿生

開催公募の通知が出た際に、大学の事務方が立候補を真剣に検討をしていた。もし将来、開催を引き受ける可能性があるなら、今回お願いしたい。三重大学にイベント・研修会を企画する部署があり、開催にあたってその部署を担当にあてることができる。しかしこの部署の体制が来年度以降どうなるのかわからない上に、事務方の異動もあるので、体制が整っているうちに受けさせていただきたい。また、大学施設の中にあるので、施設費等の費用がかからない。

出席理事10名のうち、群馬県に4名、三重県に6名が挙手により投票し、理事会としては三重に平成26年度の学術集会開催を委託することとなった。

複数応募の際の決定方法を整理しておく必要があるとの意見が挙がり、今後の検討事項となった。

(5) 第24回学術集会開催の募集について

田中理事長より平成27年度学術集会開催地の募集に関する案内を平成25年3月に早めることについて提案があった。平成26年度の学術集会で次期開催地の発表を行うことから、平成27年度開催を検討している県が学術集会の下見や情報収集を行い、学術集会開催について事務局への相談・質問等に対応する期間を設ける必要があることが理由である。

平成25年3月に募集に関する案内を通知し、同年4～6月末日まで質問等の受付期間とし、7月1日～9月末日まで募集期間とする案も同時に提案された。

他薦はなし、議題(4)の決定方法の整理が必要であるとの意見が出たが、平成25年3月に募集に関する案内を通知すること以下について全員異議なく承認した。

(6) Monographの範囲と編集について

学術委員会の提案事項として田中理事長より提案、説明があり、下記のように決定された。

①図書の寄贈について

- ・現在編集中のMonograph No.18から、全国の医学部図書館に配布する。
- ・バックナンバーをNCC、愛知県がんセンター、大阪府立成人病センター、放射線影響研究所（長崎又は広島）の図書館に寄贈し、今後も続ける。

②掲載事項の拡大について

- ・No.19より学術集会の記録以外の研究報告等も掲載し、学術集会記録集との合作とする。

③編集委員会の設置

- ・Monograph編集委員会を設置し、No.19以後の編集を、編集委員長 祖父江友孝専門委員、



編集委員 田中英夫理事長で開始する。

④編集の方針について

- ・原稿は原則、査読を行い、必要に応じ関連の有識者に査読を依頼し、図書カードなどの謝品を送る。
- ・平成 25 年度第 22 回学術集会の抄録提出時から演題提出者に対して、1. Monograph 用原稿を 8 月 10 日までに提出、2. 抄録原稿を Monograph にあてる、3. Monograph への当該一般演題報告の投稿を見合わせる、の 3 択を問うこととする。
- ・学術集会の学術委員会企画シンポジウムでの質疑応答については、編集委員が録音・要約文の作成をし、記録集に添える。
- ・編集委員会は、supplement の企画を募集または立案する。
- ・編集委員が投稿原稿の採否を決定する。
- ・投稿原稿に英語表記の論文の投稿を認め、JACR の英語版 HP に掲載する。また Asia Cancer Registry Network にメール等で紹介する（国際交流委員会のマター）。
- ・編集委員は、編集実施要領を作成し次回理事会に報告する。

⑤その他

- ・Monograph のタイトルを No.19 以降、番号で統一し、副題はあくまで副題とする。
- ・No.19 から定価をつける。ただし、これまで無料配布していた関係者、執筆者には、1 人 1 冊無料配布を続ける。
- ・定価をつけることにより、No.19 から HP への全文掲載をしない（一部のみ）
- ・No.19 から表紙にロゴマークを付ける。

Monograph への投稿について、次のような質問が挙がった。

- ・日本語で別に投稿したものを英語で投稿するのは二重投稿になるのか、については、creative commons に宣言すれば二重投稿にあたらない。
- ・Pub Med にも医中誌の検索にも Monograph は引っかかりませんが、それらに掲載されるような媒体を目指さないのか、という質問に対して、それは目指していないことが理事長から回答された。

(7) 平成 25 年度の活動計画について～各委員会より

(安全管理委員)

西野理事より、現在の進捗について報告があった。

祖父江班での安全管理措置の外部監査の検討が進み、今年度中に研究結果としてまとまる予定である。それを踏まえ協議会において平成 26 年度からの監査事業開始を目標としているとの説明があった。この説明から、下記のようなやり取りが行われた。

- ・「監査」という取り組みは重要である。監査業務ができるようになるためのハードルが何で、それをどう潰していくか、ということが重要である。
- ・法制化されたらどの程度国から費用が出るのか見当がつかないが、都道府県が費用を捻出して監査が実行されることを念頭において検討することが望ましい。
- ・法制化の検討事項には、監査という事は念頭に置かれていないのではないかと。
- ・そんなに高い費用を捻出することは想定されない。来年度にモデル県で実施したい。
- ・法制化後、どこが監査業務をやるのか、全くわからない。しかし、実際に監査業務をで

きる、経験、ノウハウがあるのは、西野案の実施のみである。

- ・各県は個人情報保護審査会のような組織に承認され、がん登録を実施している。10万、20万の予算をとって監査を受けることにメリットを感じることはないと思う。また、住基ネットの利用においても外部監査は実施されておらず、前例がない。
- ・現段階で実施可能性を否定してしまうことは早すぎると思うので、今後、法制化の進捗を窺い、研究班の成果を協議会で実施できるか安全委員会で検討していくこととなった。

(広報委員)

20周年記念シンポジウムについて学術委員会と共同で行う予定。

(国際委員)

英語版のWebページの改定をし、海外にアピールしていく予定。

(教育研修)

NCCの地域がん登録室の寄せられたQ&Aについて200問近くを会員専用サイトにアップした。

(8) 報告事項

① 第22回学術集会(秋田大会)プログラム企画進捗

戸堀理事より開催プログラムの報告があった。

実務者研修については、研修・教育委員会がサポートすることについて確認した。秋田県とやり取りして決める、サポートするという形となった。

② モノグラフ No.18 発行進捗

事務局校正中。3月中の発行を予定している旨を事務局より報告した。

③ Newsletterへの企業広告募集開始について

前回理事会にて確定したNLへの企業広告募集開始について具体案を事務局長より報告した。

④ Newsletterの紙質と印刷改善について

NLを外部へのアピールとして、内部に対しても興味をもたれるように変更するために事務局より紙質と印刷の改善を報告した。

- ・値段のアップに予算がどれだけ対応できるのか、という質問について、現在の予算であれば、フルカラー・紙質アップでも対応可能である。
- ・収入源を得るためにも広告費収入をとりたいところである。
- ・行政は紙であふれているところなので、白黒だと紛れてしまってインパクトが薄れる。

上記のような意見のやり取りの後、平成25年度は2回とも紙質アップし、フルカラーで対応することになった。

⑤ JACR 20周年記念シンポジウム開催について

12月8日(日)にシンポジウムを開催すると研究班の会議と開催日をくっつけられるため多くの会員の方に参加していただける可能性が高まることを説明し、平成25年12月8日(日)に開催日を決定した。会場候補を挙げ、早急に手配するよう理事長より指示があった。

その他についても、随時理事会に報告することとなった。

⑥ 平成 25 年度学術奨励賞募集状況

2月9日(土)の締切りで2名より応募があった。学術委員及び第22回学術集会長が選考委員にあたるため、2月22日(金)までに各委員に評価票を事務局に郵送し、その結果を取りまとめた後、改めて選考委員で最終決定する予定。

⑦ 平成 25 年度実務功労者賞募集状況

2月8日(金)の締切りで4名の推薦書が送られている。教育・研修委員である伊藤秀美専門委員、大木いずみ監事が、平成25年度実務功労者の選考委員にあたるため、2月22日(金)までに評価票を事務局に郵送し、その結果を取りまとめた後、改めて選考委員で最終決定する予定。

⑧ 委託業務関係 進捗報告

MCIJ 報告書のデータ作成状況について及び、研究班の会計状況について事務局より報告した。また委託元の大阪大学に、委託業務報告書等の書類について、4月に研究班の会計書類提出で良いか確認中であることも報告した。

⑨ 法制化の動き、進捗

がん登録の法制化に関する厚労省への意見書について、2月19日(火)午後12時までに事務局にメールを送るように理事長より役員に連絡があった。20日(水)に事務局より厚労省に連絡する予定。

(9) その他

法制化について、JACR 内でばらばらなのはよくないと思うので、ある程度の方向性を統一したほうが良いのではないか、という意見がでたが、現時点では各役員が現在の法制化案についての意見を出し合うことで一致した。

5. 今後の予定

次回理事会日程：平成25年 4月 19日(金)の週に開催を予定。

今後改めて事務局より開催日程調整の連絡をすることとなった。

次々回理事会日程：平成25年6月13日(木)12時～14時

場所：秋田キャッスルホテル 桐の間

以上を持って理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成25年3月7日

議 長

田中 英夫



議事録署名人

茂木 文孝



議事録署名人

片山 博昭



特定非営利活動法人
地域がん登録全国協議会
事務局

平成 25 年 6 月 発行

〒104-0045 東京都中央区築地 5-1-1

国立がん研究センター内

Tel: 03-3547-5992 Fax: 03-3547-5993

E-mail: office@jacr.info

URL: <http://www.jacr.info/>

